

平成27年度広尾町議会決算審査特別委員会 第3号

平成28年9月14日（水曜日）

開議 午前10時00分

1、委員長（旗手） ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

6款商工費に対する質疑の発言を許します。

山谷委員。

1、委員（山谷） 私のほうから1つです。

ページは予算説明資料の110ページです。2目観光費、事業番号4番、事業名がまつりの実施についてであります。ご承知のとおり、広尾町の三大まつりの一つの第36回広尾つつじまつりが関係機関や団体からの意見を集約して、みんなで協力し合って執行されているということについては敬意を表したいと思います。

私もできるだけ毎年会場に行くようにしていますが、会場へ行かれるときに上り坂付近で高齢者の方などが大変だねという声や、あるいはツツジの花はまだ早いねとか、あるいはもう終わっちゃったねとか、あるいはきれいな花見られなくて残念だねなんていう声を、この過去何年間、耳にすることがありました。そんなことで、この一生懸命やっている開催における中で、課題などを柔軟に考えたことはないのかなということでご質問させていただきます。

1、委員長（旗手） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） つつじまつりの関係でございます。今年度のまつりの実行委員会でも高齢の方、障がいのある方に車を利用できないかということが実行委員会の中でも出ておりました。その実行委員会の中で、4、5年前に安全性が確保できないということで、警察からオーケーが出なかったというお話がありました。実際、あの上り坂、高齢者の方にとっては非常につらい坂だなということは認識しておりますし、私も今年度、実際に会場でシルバーカーを押しているお年寄りのおばあちゃんを見かけたところでございます。何とか安全性を確保できる方法がないか考えているところでございます。

また、ツツジの開花の関係でございますが、昨今の温暖化の影響なのでしょうか、この2年続けてツツジの満開がまつりの1週間前になっています。この問題につきましても、6月の第1週でいいのかということが実行委員会の中でも話が出ておりまして、今後に向けて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

1、委員長（旗手） 山谷委員。

1、委員（山谷） 今お聞きして、なるほどなということも理解できましたけれども、ご承知のとおり、つつじまつりの開催日は6月の第1日曜日というふうになっていると思っています。そうすることで、平成26年度は6月1日日曜日、それから27年度は6月7日の日曜日と。ちなみに今年度は6月5日ということでした。それで、開催日が5日から6日間ずれると、それから今、課長から

も説明があったように異常気象で寒暖の差によって開花もずれが生じていると、これが現実だと思っています。また、広尾町の花である、町花といいですか、きれいな広尾のツツジが見ごろでの開催が不可能になっているという現実があると思っています。その中でやっぱりできるだけ創意工夫、いわばアイデアなどを考えて、これから対応していくことが必要ではないのかなというふうに私は率直に思っています。

その中で、要望ではありません、例えばの話でお聞きしていただければ。例えば、イベントのステージがありますね。その両側にツツジの、例えばツツジの植木鉢を置いてはどうなのかなとか。私、常々何年も行って、そんなことを考えています。ツツジの開花も寒暖の差があるわけですから、開花の時期があるわけですから、それを温度調整が可能な場所で、早めたりおくらせたりするという、そんなことを試行的にやってみる考えはないのかなというのが1点。

それから2点目は、さっき言った上り坂の関係。これは先ほども言っていたとおり、警察のほうの問題もあって、安全性という問題がありますからそのとおりなのですけれども、高齢者の方の安全も考えながら、やっぱりそういう配慮も必要かなと。それで、道路の片側だけを活用して、例えばゴルフカートのようなもので送るということも、これも安全性からいくとちょっと問題なのかなと今思ったのですけれども、そんなようなことで、これも何らかの形で安全対策が可能なものでの試行をしてみる用意もないのかな、この2点についてお伺いしたいと思います。

1、委員長（旗手） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 開催の時期についてでございますが、ここ2年続けて開花が1週間早まっているということで、仮に1週間早めた場合、具体的に広尾中学校の体育祭と重なるというような事情もあります。日曜日ではなくて1週間早めた土曜日、土曜日の開催ができないかというところで現在調整しているところでございます。

それと、高齢者の送迎に関しましては、6月の下旬に警察署に伺いまして相談させていただきまして、助言をいただきましたので、しっかり安全対策を考えて来年度早々に警察署のほうと協議をしたいというふうに考えているところでございます。

1、委員長（旗手） 山谷委員。

1、委員（山谷） 1つ、あと開花のツツジのステージのところでの、例えば植木鉢を両サイドに1個ずつ置いてみるかという話を今私させてもらったのですが、その点については率直で結構です。その咲いたり遅くなったりするのが温度調整とかで可能であれば、その時期に出して両端に置いてあげるだけで、来てくださっている人は気持ち的にツツジの花を見ながらステージの鑑賞ができると、こういうことなのです。そのことについてもう一回お願いしたいと思います。

1、委員長（旗手） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 植木鉢の確保等もあろうかと思いますが、内部で検討していきたいと考えております。

1、委員長（旗手） 北藤委員。

1、委員（北藤） 私、2点ほどお伺いをしたいと思います。

説明資料の108ページのプレミアム付商品券発行事業についてお伺いをいたします。

昨年、ほかの市町村では例のない、3割お得な商品券の発行事業を行いました。早々に完売する盛況ぶりであったと聞いておりますが、販売に当たり、1人が購入できる額面に制限を設け、本人確認を行い、同じ人が2度購入できない仕組み、ルールで販売したそうですが、しかし、中には購買者となり得ない乳幼児も1人と認め販売したケースや、販売場所に来ていない配偶者の分も買えたというケースもあったと聞いていますが、その辺はどうであったのか、何人そして購入されたのか、また、販売された商品券の評価についてはどうであったのかも説明願います。

次に、110ページのまつり実施についてお伺いいたします。

第60回十勝港まつりイベントの中で、海上綱渡りと磯船競争が行われましたが、今年も行われませんでした。昨年実施された内容に何か反省点でもあったのかということでしょうか。説明をお願いいたします。

1、委員長（旗手） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） まず、プレミアム付商品券の関係でございますが、昨年度は7月26日の日曜日から28日火曜日の3日間で販売しております。火曜日の最終日につきましては、午前中で完売したというお話を聞いております。

本人確認の関係でございますが、購入申込書に住所、氏名を記入してもらっておりますが、本人確認のための書類、例えば免許証を提示してもらおうとか、そういうことは求めていなかったというふうに聞いております。そのため、並び直してまた家族の氏名を記入して購入したという例もあるということは聞いております。ただ、今お話がありました乳幼児の話につきましては初めて聞きまして、非常に驚いているところでございます。

発行枚数でございますが、8,000万円の1人5万円ということですから、1,600人分が発売というふうになっております。

消化率の関係でございますが、額面でいきますと30%ついておりますので1億400万円、換金利用率につきましては1億392万7,000円ということで、率にしますと99.93%になります。

続きまして、海上綱渡りと磯船競争の関係でございますが、25年ぶりに復活したわけでございますが、海上綱渡りにつきましては30名の方が挑戦していただきまして、磯船競争については16チームが熱いレースを繰り広げていただきまして、会場を大いに盛り上げていただいたところでございます。この2つの競技につきましては、59回の反省会で60回の事業内容を協議している中で提案されたものでございまして、住民参加型のまつりということで準備を進めていたところでございます。

昨年の60回の協賛会の代表者並びに執行者会議につきましては、例年より早く6月に開催してこの2つの競技の復活が決定されたところでございまして、企画運営につきましては町民有志、町民の若手で作る実行委員会を組織して行われたところでございます。60回の反省会の中では、この2つの競技について特にトラブルがあったというようなことは出ておりませんでした。そして、今年度におきましては、この協賛会の代表者並びに執行者会議を6月20日に開催して、この2つの競技、提案させていただきまして、了承されたところでございますが、その後、昨年同様の実行委員会の組織の体制づくりがなかなかうまくいかなかったということで、今年度は実施できなかったというところでございます。

1、委員長（旗手） 北藤委員。

1、委員（北藤） 1点目のプレミアム付商品券につきましては、何ものなければこのような話は出ないわけでありまして、大勢の方に販売するわけですから、町民が平等に購入できるようにできないのか、定められた販売ルールを厳守して誤解がないように慎重に行ってほしいと思います。

2点目のまつりの件につきましては、私も仲間とエントリーしましたが、大変盛り上がったイベントだと思っております。継続して実施できないか、反省点があったようには思われませんでしたので、確認の意味でお伺いをいたしました。

どうもありがとうございました。

1、委員長（旗手） 前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の111ページでありますけれども、事業番号5番、広域観光の推進の中で、1つ目が広域宣伝協議会事業、四町広域宣伝協議会、これはこの事業実施自体はもう10年ほどたっているわけでありまして、毎年、広尾町の負担が90万円という形で処理されておりますけれども、今回この事業内容、広域観光パンフレット製作等で4事業を実施しておりますけれども、例えば平成26年度はこの4事業に加えて観光情報発信事業の実施、それからもう一つが自転車観光モニタリング事業の実施、この2つが、合わせて6事業をやっております。事業の負担金額は同じなのですけれども、この事業が減っておりますけれども、この6事業から4事業に減った総体の事業費に伴うこの負担金の内容についてご説明いただきたいと思います。

それから、次の広域連携推進協議会事業の関係ですけれども、これもさっきの広域宣伝と同じように、広尾、えりも、様似、浦河4町の合同の事業という形で、予算時に27年度を初年度として5か年間実施をするということでありましたけれども、たまたま27年度はほぼ全額道費補助ということで実施をされておりますけれども、今後の道補助の補助割合といいますか、それについてどのように想定されているのか、ご説明いただきたいと思います。

あと、この中で道内、あわせて海外での観光PRを実施ということで、この事業の成果の中でも観光客の誘致促進を図ったということでもありますけれども、初年度ですから具体的な、大幅な観光客の増加ということは見込まれないと思うのですけれども、この「観光客の誘致促進を図った」、これについては海外でのPRも含めた部分で観光客数の数値について、どのように把握をされているのか。

また、海外でのPRということですから、いわゆる外国人が本町に訪れたときの例えば受け入れ体制、通訳も含めて、そういった体制についてはどのような形で行われたのか、あわせてご説明いただきたいと思います。

それから、113ページの2番の北方圏交流振興会事業の関係であります。

まず、主に北方圏というのは、従前からサンタメール事業、この事業を行っております。26年度は30年ということで発送総数も2万2,000通を超える実績があったわけでもありますけれども、この中で⑤番にサンタランドグッズ及びクリスマスグッズ等の販売というのがあります。これについてですけれども、いわゆる仕入れ額、原材料費、それと販売額、あわせてこれに伴う人件費、それぞれ幾らになっているのか、ご説明いただきたいと思います。

あと、北方圏振興会のいわゆる基金残高の関係でありますけれども、27年4月1日現在と28年3月31日現在の基金残高の推移、これについてあわせてご説明いただきたいと思います。

それから、115ページの6目の労働諸費の関係ですけれども、事業番号1の勤労者福祉対策事業の中で、季節雇用者の通年雇用化を支援するために南十勝通年雇用促進協議会に負担金を支出したということで、成果として「地域内の季節労働者の通年雇用化の促進が図られた」という記述があります。25年度には1人の通年雇用が図られたと、26年度は残念ながらお一人もいらっしやなかったわけでありまして、27年度は何名の通年雇用化があったのか、それについてもあわせてご説明いただきたいと思います。

以上、3点です。

1、委員長（旗手） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） まず、111ページの四町広域宣伝協議会の関係でございます。この協議会の昨年度の総体の事業費につきましては、435万円の総体事業費になっております。内訳としまして、広域観光のパンフレットの関係では89万6,000円、その下のパークゴルフの関係では43万6,000円、首都圏、札幌圏でのPRの部分については202万8,000円、フットパスの事業の関係でいきますと15万3,000円というようなことで、それとあと事務局費ということで83万5,000円ほどがありまして、総体で435万円というような中身になっております。26年度との違いでいきますと、事業そのものは2事業減っておりますが、首都圏、札幌圏での物販、特産品のPRの部分で200万円というようなことで事業費が膨らんでいるところでございます。

その下のとんがりロードの関係でございますが、今後の道費の見込みということでございますが、北海道の広域、27年度から3か年の29年度まで採択されているというところが今現在のところで決まっております。4年目以降については、再度また申請になるかなというふうに思いますので、採択の見込みについてはまだ立っておりません。

その中で、海外PRの関係でございますが、実際昨年度におきましては、台湾のほうに行きまして台湾のマスコミ等との最初の顔つなぎからスタートしておりまして、そのつながりの中で今年度台湾の若者向けの雑誌にこの4町を紹介する、20ページぐらいですか、20ページぐらいで紹介できるような雑誌の掲載を今年度やっているというようなところで、昨年度からの事業の続きになっているところでございます。

実際、外国客がこの4町に来ているという数については、まだ実際のところ現実的にはございません。今後の受け入れ体制の部分につきましても、昨日も担当のほうともお話ししたのですが、PRばかりではなくて、あとは実際受け入れる体制、実際4町でちょっと今狙っているところは、集団で客を呼ぶのではなくて個人客を受け入れていこうというような考えでおります。個人客を受け入れるにつきましては民泊というところが考えられますので、それらの受け入れ体制について準備を進めていかなければならないというようなところの事務局との認識でいるところでございます。

続きまして、北方圏のグッズに係る仕入れの関係でございますが、仕入れ代金につきましては、昨年度447万6,967円、それに伴うグッズの売り払い収入でございますが、608万4,176円というようなことになっております。それに伴う人件費の部分でございますが、この人件費につきましては、

広尾町の観光案内所の部分で、広尾町のほうから北方圏のほうに委託しております。その中でやりくりさせていただいておりますので、実際、北方圏交流振興会の中でサンタグッズの売買に係る人件費という部分は計上していないというのが現実でございます。

基金の残高の関係でございますが、27年度末で約50万円程度の基金残高、26年度末では200万円程度の基金残高というふうになっております。

115ページの通年雇用の関係でございますが、27年度につきましては通年雇用された方はいらっしゃいませんでした。

以上です。

1、委員長（旗手） 前崎委員。

1、委員（前崎） 北方圏交流振興会事業でありますけれども、1つにはサンタランドのグッズ販売等、これについては従前平成24年度までは、少なくとも広尾町は観光協会に補助金を拠出しておりますけれども、その観光協会が観光案内という目的で、その中では人件費相当分も含んで広尾町が観光協会の負担金を出していたのですけれども、今の説明では、要するに町が北方圏振興会に対して観光案内の委託をするということで、ここに同じページに大丸山森林公園観光案内施設管理委託業務ということで315万7,000円何がし、事業費として計上されておりますけれども、いわゆる今の説明では、北方圏交流振興会が仕入れをして、観光案内に従事している方があわせて物販するというので、そこで170～180万円の利益を上げているわけなのですけれども、一般論として、要するに物販の委託販売とかいろいろ、これはどこでもあり得ることなのですけれども、少なくともその実態に即して人件費の相当分というのは、当然手数料というか負担をしなければならないと思うのです。

私も年に何回か行きますけれども、ほとんど来客される町外の方々を見ますと、サンタランドのグッズだとかクリスマスグッズを買い求めに来られるということで、逆の言い方をすれば観光案内はもう2割程度、8割ぐらいがもうこのグッズ販売のために、あとはいろいろ展示しているものを見に来るといふ部分が多いと思うのですけれども、これらについてはやっぱり応分な負担を出すべきだと思うのです。これは財政の部分にも派生するかと思うのですけれども、いわゆる観光案内の委託業務をしながら、そういった物販であれば当然、相殺という形が適切なのか、いう形で町としても限られた財源でやっているわけですから、その点はきちっと応分な負担を求めるべきだと思いますけれども、その点についてご説明を願いたいと思います。

あと、基金残高の関係でありますけれども、一時期1,000万円近くの基金があって、年々サンタメール事業のいわゆる発送枚数が減少することによって、基金から取り崩してやってきたという経過がありますけれども、今聞きましたら、この3月末で50万円程度しかないということですから、単純にこれ1年間で150万円基金が取り崩されているわけでありまして、今後のこの北方圏振興会の事業として、どういう形で運営されていくのか、あわせてご説明いただきたいと思います。

それから、労働諸費の関係でありますけれども、27年度については残念ながら通年雇用化の方はいなかったということで、26、27と2か年間、結果としていなかったわけでありまして、私も一般質問で、なかなか国が今までの冬期援護制度をやめてこういう形にしましたけれども、実際成果と

して上がっていないというのが実態だと思うのですけれども、そういった中でも、例えばこの事業の成果の中で「通年雇用化の促進が図られた」という記述がありますけれども、25年度であれば1人いましたからそういう記述でいいのですけれども、26、27で、これ該当者いませんから、こういう記述は適切でないなと。通年雇用化が結果として図られなかったわけですから、そのとおりの記述をすべきだと思いますけれども、あわせてご説明いただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 北方圏のグッズ販売となる人件費の関係でございますが、お話のある部分については十分理解するところでございますので、係内で十分検討してまいりたいというふうに考えております。

サントメールの基金残高の減少に伴う今後のサントメールの関係でございますが、今年度からサンプロジェクトというようなことで検討を加えております。これも3か年計画で北海学園の協力を得ながら進めているところでございますが、28年度、正直申し上げましてV字回復は難しいかなというふうには思っておりますが、今年度の部分でも昨年度よりもサントメールの申し込みが増えるような取り組みも北海学園のほうとも一緒に考えているところでございまして、このプロジェクトは3年計画でございますので、3年の中でどういう事業展開ができるのかということも考えていきたいと思っておりますし、そう言いながらも基金残高がゼロになった場合どうしたらいいかという部分につきましては、今後いろいろと相談して協議してまいりたいというふうに考えております。

通年化の部分については、ご指摘のとおり不適切な表現になっていたと思っておりますので、次年度以降この事業に合った、見合ったような表現にして改めていきたいと思っております。

以上です。

1、委員長（旗手） 前崎委員。

1、委員（前崎） この北方圏交流振興会の関係ですけれども、従前、観光協会に人件費相当分、観光案内業務という形で人件費相当も含めて合わせて観光協会補助金を交付してきましたけれども、私、この部分については、広尾町の財務規則から照らしてもおかしいということを何回か指摘をしておりましたけれども、本来やっぱり観光案内業務というのは従前の観光協会が行うものであって、当然そこに出資するのが適切だとは思うのですけれども、私もこの委託業務というのを北方圏に委託したというのは今の説明で認識したのですけれども、やはりやり方として適切に行うべきだと私は思うのです。ましてや委託という形で北方圏交流振興会の本来業務から外れる観光案内業務ということについては、納得しかねると思うのです。観光協会が観光案内業務をするのであれば住民の皆さんも納得しますけれども、北方圏交流振興会が観光案内をする、だから町から委託を受ける、これはそういった意味では本末転倒だと私は思うのですけれども、やっぱりきちっと財政の透明化というか、そういう意味でも町民の前に明らかにしていくべきではないかというふうに思います。その点について、もう一度ご説明いただきたいと思っております。

あと基金残高が50万円になったということで、毎年度いわゆる基金から大体150万円前後取り崩して運営されてきておりまして、今までもいろいろな委員からこのサントメール事業については質問等ありまして、担当者としても鋭意努力をされて、いろんな創意工夫しながら進めてきたわけで

ありますけれども、残念ながら今の少子化ですとかそういうことを踏まえてこういった減少をしているわけですが、新聞等でもサントメール事業の復活ということで、大学生のいろんなそういった知恵をかりながら工夫されていることは私どもも拝見しておりますけれども、非常に今おっしゃったように、このことは、今までも努力されてこういう状態だ、これからなかなかV字回復は難しいと思うのですけれども、その点もあわせて今後の今50万円しか基金がないという状況ですから、その点も含めてあわせてご説明いただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 北方圏へのその観光協会への委託の関係でございますが、24年度までは観光協会のほうに委託していたというようなことでございまして、25年度から北方圏のほうに委託しているというようなことでございますので、その辺の経過というのは私のほうで精査してみ、来年度以降について考えていきたいというふうに思っているところでございます。

サントメール事業につきましては、今やっている活動を続けながら、今年度、そしてPR活動も既に7月から札幌のほうに町長も含めて出向いて、今後、今年度の対応についても考えているところでございますので、先ほどお話ししましたようにV字回復は難しいとは思いますが、申込件数が増えていくようにいろんな形でPRなりをしていきたいというふうに考えているところでございます。

1、委員長（旗手） ほかにありませんか。

^{おだ}
小田委員。

1、委員（^{おだ}小田） 説明資料の110ページのまつりの実施の中で、とりわけこの十勝港まつり、これは毎回決算委員会ではほかの委員からも質問して、私もしているわけですが、この内容について前にも例えばかなりの、この中でも港まつりのほうは真ん中の8月1日、日付ごとに書いてありますけれども、1日の部分のこの花火大会については十勝毎日新聞のほうに委託というか、お願いしているわけだと思うのですけれども、この辺の金額とか、ほかに委託しているやつと全部ミックスして、その中で花火大会というのは金額的に幾らぐらい払っているのかということをちょっと確認の意味で確認をさせていただいて、その後また質問を続けたいと思います。

よろしくお願いします。

1、委員長（旗手） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 花火大会の関係で、十勝毎日新聞社への支払いにつきましては400万円でございます。

1、委員長（旗手） ^{おだ}小田委員。

1、委員（^{おだ}小田） 全て花火大会に関する経費ということでいいですか、この400万円。

1、委員長（旗手） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 400万円につきましては、全て花火大会に係る経費ということでございます。

1、委員長（旗手） ^{おだ}小田委員。

1、委員（^{おだ}小田） この400万円が高いか否かということについてはなかなか難しいところだと思

うのですけれども、私は毎年この決算委員会の中で前崎委員と一緒にというか、同時にここで質問しているのですけれども、基本的に決算委員会ですから、決算委員会の意義とかそういうところについては長々と私は申し上げることはないのですけれども、ただ、金額のことで評価していく場合には、やはり決算の意味についてちょっと考えていかななくてはいけないと思うのですけれども、この964万円弱のこの1日のことに限ってでなくて、全体としてまつりの実施の中では、事業費はほぼ5、6年前の倍になっている。いいですか。そして、町の負担は3倍以上になっている。非常にこの部分は突出しています。

このことについて、非常に町は大変人口が減ることが顕著であり、かつ、また巨額の財政赤字はそれほど簡単には引いていかないし、そして今回の台風のように想定外のことがどんどん起きる、そういうときの備えも必要ですし、そして、そんな中で基本的には、長々としないようにすぐ終わります。介護とか福祉とか、前回、先日も福祉関係のほうの負担が、人件費についていろいろ言ってもらいましたが、広尾は確かに多いほうでもない。非常に臨時職員の給与についてもそういう状況であるということからして、やはりこの予算、各項目たくさんの項目があるけれども、その中で少しは引けるものはないかというふうに考えていくべきときに、ここはマイナスにすることはなかなか難しいと思います。実際にもう絶対増額したいと、各担当部署の職員の方がもう絶対足りないのだと、ここはプラスにしてほしいと、前年より多くしてほしいというところがたくさんあると思う。その中でこのこれだけ突出していることについては、どのように考えるかというのをまず第1点教えてほしいと思うのです。

町民がすごく要望してどうのこうのということも確かにあるかもしれない。だけれども、実際にいろんな項目の中で、大変厳しいところがいっぱいあるということは皆さんわかっていると思うのです。そういうところで、これはやはり私は理由がわかりません。まず、そのことの中で、今のこの花火が400万円ということですから、金額的にまさか半分というわけにいかないけれども、やはり1割、2割、3割ぐらいは何とか、それだけそのパーセンテージ、1割、2割減額していくと、1割、2割の分だけちょっと、みすばらしいということはないけれども、ちょっと少ない時間になってしまうかもしれないけれども、その辺のところはやはり切り詰めるというようなところをしていかない限り、この人口がどんどん減っている町で、どんどん予算がなくなっていく中で、やはりすべきところはそこではないかなというふうに思うのです。

だから、そういう大きな決算あるいは予算の執行という意味の中で、この花火に対する感覚というのはどういうことなのかということをちょっと私は考えてほしいし、実際にこの400万円の中でお任せでやっているのしょうけれども、いろんなところのケースとして、減額する、いわゆる町が直接発注してやれば少しは安くなるのではないかなというのは普通の感覚なのですから、そのことも踏まえて、そのことについてもお答えいただきたいと思います。

以上です。

1、委員長（旗手） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 花火大会の400万円の部分、5、6年前から町の負担が倍増して3倍というようなことでございますが、400万円になった経過というところが、平成23年度から調

べてみましたら、平成23年度に町の負担金が400万円に上がっていると。それ以前は170万円だったのですが、その経過につきましては、協賛会として町内の各企業、商店等に協賛金も集めていたと、その協賛金を集めるのをやめて23年度から花火大会の負担金が増えたというような経過がございます。

花火大会、その日におきましては町内外から広尾町に足を運んでいただきまして、町の特産物を食べていただいたり花火を見ていただくというようなところで、非常に花火大会そのものも好評でございますので、この負担額につきましては、実際直営での運営という部分につきましては非常に、ノウハウもありませんし、直接町が発注できるものかどうか、発注して花火屋さん等の部分、それから演出等もありますので、この辺につきましてはノウハウがあるところに委託、お願いすることがベターではないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

1、委員長（旗手） ^{おだ} 小田委員。

1、委員（^{おだ}小田） ちょっとずれるかもしれないのですがけれども、非常に好評だから続ける、それはもちろんそれでいいのです。ただ1つ、日にち的に、8月1日にやっていますけれども、昔々はお盆のど真ん中にやっていたことはなかったかなという記憶が私かすかにあるのですがけれども、実際にお盆とかのほうが帰省客というか、この町に帰ってくる人がやっぱりかなり、お盆のときだけは帰るという人は結構いますから、そういうときにやっぱり見られない。そして、確かに町外からいわゆる海上花火大会という特殊性を持って大変いろんなところから来るのはいいのだけれども、ただ来て、見ていただくということで、そういうふうに言っではいけないのかもしれないけれども、町に来ていただくということ自体をよしとするべきでしょうけれども、本来的には港まつり、やはり町民の人に楽しんでもらうということを考えていくと、この日にちも勝毎さんの都合というか花火屋さんを手配するときの都合で回っているのではないかなという気がしますね。

ですから、その辺についても、どういうふうに考えるのか教えてほしいし、それと花火を発注するノウハウがないようなふうに聞かれましたけれども、ノウハウは要らないと思うのです。金額等どのような内容かで発注するだけの話であって、勝毎さんがノウハウあるとは私は思いません。十勝川の花火大会だと、ああいうところで場所を幾らで売ったり買ったりしたりして、そういうノウハウはあるかもしれないけれども、花火をやるのは当然花火さんの花火師たちに対してする注文であって、まさか勝毎さんを通さないと注文を受けないよということにもならないと思うし、そんなふうになっていくと独禁法にひっかかるという大きなことまでは言わないけれども、その辺やっぱり町としてもトライする必要があるのではないかなと思うのですね。

今までずっと私が述べてきた中で、何とかこのたくさんある予算の中で、私はこの職員の方も、あるいはこの議会側にいる人間にとっても本当に必要なところにお金を5万円でも10万円でも持っていて、何とか5%、10%でも少なくやっていけるのであれば、そういうことをしていくことが、ここで延々と3日間決算委員会でやっていく中で、やっぱり本当に厳しく考えていくことではないかなと思うのです。ただ数字の羅列の中でああだこうだではないのですよ。実際の現場というのはみんなが、自分がいた現場というのはわかっていると思うのですけれども、わからない現場もたく

さんあるし、今の状況で違っている現場というのもたくさんあると思うのです。そのことを本当に厳しくやらないと、本当にお金、町の予算がきちっと使われているというふうにはやはり胸を張って言えないのではないのかと思うのですね。

そのためにも、ちょっと事この花火に集中して私は言いますけれども、ほかにもたくさんあると思うのだけれども、ちょっと花火に済みません、戻りまして、今の質問について検討をするという言葉ではなくて、実際に今言ったその手配とかも、実際にトライもしていなければ、ただそのままやっているからということではやはりならないし、そして先ほど協賛金が少なくなったから町の持ち出しが増えたと言うけれども、そういうことに私はならないのではないのかと思うのですね。

それで、400万円、1割、2割削っても、何とかしのげないですか。だって、ほかのところで、ではここから削りますと、今はもうどの予算も削れないと思う。私は、ただ1つ、何回も言うけれども、しつこく言うけれども、ここだけは、オブラートに包まれたような400万円であれば、私はきちっと切って割いて何%かでもほかに回してほしい、こういうふうに思います。そのことについてお考えをお願いします。

以上です。

1、委員長（旗手） 休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今の小田委員のいろいろなお質問でありますけれども、まずは事業費について、重ねて説明をさせていただきますが、課長が説明した平成23年から増えている経過につきましては、委員が前にも質問をされたことでありまして、そのときにも説明をしているのですけれども、今までは協賛会として町内の事業所の方から寄附をいただいて、それが190万円ぐらいありました。それを大変厳しい経済状況の中でありますので、皆さんからいただくのではなくて町の予算として執行したいというところで23年から切りかえたところでありますから、ぜひご理解いただければというふうに思っているところであります。

それから、まつりのあり方について、これも委員と前にもいろんな意見交換をさせていただいたところでありまして、今、何といたっても人口減少をどうやってとめるのかという、まさに地方創生、今年は元年の年でありまして、それぞれいろんな取り組みもしているところであります。

町といたしましても、地方創生の戦略をそれぞれ立てながら、国に申請をしながら進めているところでありまして、内容等については各委員のお手元にそれぞれ配付をさせていただいたところがあります。その4つのプロジェクトで今進めておりますけれども、1つは産業振興、1つは子育て支援、1つは広尾の応援団をつくるということ、そして4つ目は人づくりをするということになります。人口減少をどうやってとめるのか。花火に関係して言えば、やっぱり広尾の人口減少をと

めると同時に、交流人口をどうやって増やすかというところも、広尾町の応援団をつくるところのプロジェクトの一環に入っているわけであります。やはりイベントを通じながら広尾町に多くの人に来ていただきながら、広尾町のよさを知っていただいて、そして経済活動をしていただいて、そういった効果も見据えて、それぞれプロジェクトを今進めているところであります。

花火に関して言えば、本当に十勝を代表するような花火になっているところでありまして、かかる経費についても年々やはり多くの人に来ていただくわけでありますから、駐車場の整備だとか事故のないように、それからトイレの問題にしても、帰りの駐車場のところにもトイレが欲しいとか、いろんなやっぱり要望を取り入れながら、それぞれ事業費が少し今増えている状況下にあります。

あとイベントの関係については、やはり戻りますけれども、何といても海で花火を見る、これを楽しみに若者をはじめ多くの人たちが国道が渋滞するぐらい来てくれるわけでありますから、そんな中でどうやってそういう人方をやはりお迎えするのか、そして商工業者の方もその中で経済活動を活発にされているわけでありますから、そういった意味ではしっかりとこの花火大会、これからも継続をしながらやっていきたいというふうに思っているところであります。

また、運営方法についてのご質問がありましたけれども、課長のほうから言ったとおり、何といてもやはりノウハウのあるところに委託するのが一番であります。これを直営でやるには、花火師との打ち合わせから始まりまして、プログラムの内容、それから当日の運営等含めて多くのやはりノウハウがないとできないところでありまして、なかなか直営ではできないというふうに思っているところであります。

ただ、今後いろんな事業でやはり、財政状況が厳しいのはもう変わらないわけでありますから、委員の意図するところ、花火に限らずほかの部分にもしっかりと目配りしながら、事業執行してまいりたいというふうに思っているところであります。

1、委員長（旗手） 小田^{おだ}委員。

1、委員（小田^{おだ}） その400万円の見積もりの明細みたいなのがあれば教えてほしい、それが1つ。

それと、今、いわゆる協賛金がなくなった23年から増やしているということなのだけれども、町の負担金をずっと洗っていくと、前もこの辺の数字は前崎委員のほうから言われたのかもしれないけれども、平成21年は320万円、22年は330万円、そして23年からは750万円、ここが負担金が、ほかの協賛金がなくなったので町がここまで増やしたと。この年が750万円で、そこからですね、そこからですよ、そこから24年には800万円、25年に880万円、26年に910万円、そして27年の60回記念ということで1,170万円ですね。そして、今年は今の予定からいくと、今年度まだ終わっていないけれども、それでも1,000万円は優に超えている。この金額自体が、今、町長はお客さんもどんどん増えていると言うけれども、実際に見に来ている人の数は21年から比べてこの町負担が3倍以上ですね、3.7倍ぐらいになるほど人は来ているかといったら、私は来ていないと思う。今までのデータがあるかどうかは別として、費用対効果ということで人の入り数に対してこの金額ということでいくと、やはりこれは突出してあまりにも伸び過ぎているというふうには思いませんか。

以上、2つのことですね。

1、委員長（旗手） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 細かいデータは、あれば今お示しをしますけれども、なければ後でお示しをしたいというふうに思っております。

お祭り事は、やはり事故なく運営するには、最近いろんな会場で事故等があつて、特に駐車場のトラブルの問題については、以前から大変な多くの問題がありました。以前は職員がそれぞれ出てやっていたところがありますけれども、やはりいろんなトラブルを解決するには職員ではなかなか対応できない部分があつて、全て警備会社に委託してきているというところもありますので、そういった面で事業費が膨らんだ面があるかというふうに思っているところであります。

極端に突出をしているというところとは思っておりませんし、内容等について充実をさせてきたというところ、事故なくまつりを実施するための経費だということですので、よろしくお願いを申し上げます。

1、委員長（旗手） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 400万円の内訳ということでございますが、400万円の内訳については手元にはございませんが、総体で花火大会昨年度でいくと勝毎さんのほうの総体の予算でいくと540万円ぐらいかかっているというようなことはお話としては聞いております。そのうち町の負担金が400万円というようにございます。

1、委員長（旗手） ^{おだ}小田委員。

1、委員（^{おだ}小田） これで終わりますけれども、勝毎さんも100何十万円出して、広尾も400万円ということですが、その中でもうここで教えてくれといってもわからないのしょうけれども、花火師幾ら、花火の原価幾らというようなそのぐらいまでも、やっぱり私は、町のね、町のお金を出しているわけですから、400万円、はいとあまりにも、ゼロゼロが並んでいるといかにも大ざっぱという感じがするからということではなくて、実際にやっぱり知るべきだし、別に発注を直接やるやらないにしろ、そういうデータというのはやはりもらうべきだと思うので、来年の今ごろにはちゃんともらってほしいなと思います。

以上で終わります。

1、委員長（旗手） ほかに。

浜野委員。

1、委員（浜野） 説明資料の111ページ、事業番号5番、広域観光の推進についてお伺いいたします。

先ほど前崎委員さんからもこの推進についてお話がありましたけれども、私は同じ構成町村が行う事業で四町広域宣伝協議会と、とんがりロード広域連携推進協議会とどこが違うのか、よくわかりません。事業の成果も、広域的な誘致促進を図った云々と全く、大方同じでございます。同じ協議会が行う行事を2つの事業主体に分けた事情、あるいは分けなければならない事情があるのかを、ご説明をお願いいたします。

1、委員長（旗手） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） まず、四町広域宣伝協議会につきましては、平成11年4月に協議

会が設立されております。協議会の会長につきましては、浦河町の観光協会の会長が協議会の会長となっております。この四町広域宣伝協議会の目的でございますが、4町の宣伝活動、それから広域観光商品の商品づくり、それから観光事業の健全な発展というようなところがこの協議会の目的になっております。

とんがりロードの広域連携推進協議会につきましては、昨年27年12月に協議会が設立されておきまして、浦河町長が協議会の会長となっております。この協議会におきまして広域観光の推進、農山漁村での生活体験の推進、人材育成などがこの協議会の目的となっておりますが、今お話があったとおり2つの協議会、事業の成果に記載されているとおり、広域的に観光客の誘致を図るというところが主な目的になっております。

とんがりロード広域連携推進協議会につきましては、広域連携のビジョン、これを本年28年3月に策定しておきまして、このビジョンの目標期間、これが5か年間で平成31年度末までとなっております。先ほどの北海道の補助金、採択されたというお話ししましたが、この補助金の採択を狙う上で新たにとんがりロードの協議会を立ち上げたというところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1、委員長（旗手） 浜野委員。

1、委員（浜野） 今説明を受けましたので、事情はよくわかりました。

先ほど来よりいろんな質問の中で、財政の厳しい中という話がありました。私も20年前ごろですか、元農協参事が、浜野君、農協の発足した当時の話を知っているかということをお聞きしました。農協が発足したときは、とりあえず金のある者は金を出せ、知恵のある者は知恵を出せ、金も知恵もない者は汗を出せということで農協がつくられたというふうに聞いてございます。それぞれ財政も大変ではございますけれども、そこを皆さんの知恵と工夫で乗り切っていただきたいと思います。

それと、先ほどの構成町村の意向もあると思いますが、同じ目的に向かって行う広域事業でございます。あまりにも複雑にならないほうがいいのではないかなと思ってお聞きしたことでございます。

以上です。

1、委員長（旗手） ^こ小田委員。

1、委員（^こ小田） 私、主要な施策説明資料の113ページ、事業番号1のサンタランド事業についてお伺いいたします。

サンタランド事業の一環として、数年前からホタル繁殖試験委託事業を行っております。このホタルの件については、私も何回も成果の、決算のたびにどうなっているのということを聞いております。

それで、1点目に、幼虫、成虫を放虫しているようでありますが、成虫が産卵に至っているのかどうか、また、あるいは幼虫が羽化し成虫になり、再び自然産卵するサイクルができ上がっているのか、また、あわせてその兆候や期待は持てるのかどうか、説明いただきたいと思います。

また、繁殖試験を委託しているわけですから、その辺の調査も同時にやられているのか、その辺も確認のため説明いただきたいと思います。

それと、あと2点目に、保育所や幼稚園に観察用の水槽で育成状況を観察する機会を実施したと、成果表のところに書かれております。未就学園児の情操教育の一環としてどのような期待を持っているのか、その点2点についてまずお聞かせいただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） ホタルの繁殖試験委託の関係でございますが、この事業につきましては平成22年5月にホタルの放虫、育成の適地、どここの場所がいいかというような調査を行いまして、その結果、現在地の大丸山森林公園で放虫を継続しているところでございます。

委託事業でございますので、その報告書というものが届いております。その報告書の中では、27年度につきましては、雨天というようなところもありまして、あずまや付近で20匹が確認されたという報告を受けておりますし、26年度、前の年では50匹が確認されて、実質100匹程度いる、生育されているのではないかと推測されております。

産卵床の整備が進み、植生の定着も一部で見られるというような報告も受けているところでございます。また、現在地につきましては、条件が年々好転しているというようなことで、ホタルの産卵による自然発生が期待されているところでございます。

保育所、幼稚園での関係で、育成の関係でございますが、飼育する上では難しいとされる水槽でのふ化が実際に成功したという例が1つの施設であったというふうに聞いておるところでございます。幼児期から自然や動物に触れ合うということは非常に大切なことだというふうに言われておりますので、また、本当に小さな命を身近で見られるというところについては、素晴らしいことではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

1、委員長（旗手） ^{こだ}小田委員。

1、委員（^{こだ}小田） かつては広尾町にもホタルが、私も山に住んでおりますが、何年かに1回自宅でもホタルが飛ぶのを見たことがあります。自然環境のよしあしを図るバロメーターとして、また、その環境を取り戻したいという願いは私も同じであります。反対するわけではありませんが、ただ、これまで続けた事業で、もう5年も6年も経過しております。自然産卵から羽化までの安定的なサイクルが確立されたということは断言できないのではないかと思います。断言できないとあれば、ホタルが定着できない原因を調査するのが先ではないかと思います。それでなければ一時的にホタルの光を見るために、毎年成虫の放虫を続けなければならないということになるのではないかと思いますけれども、その点また再確認、再度お答えください。

それと、先ほど委託業者から26年は50匹、この決算の年は20匹という報告を受けていますと。これ、課長、本当にそれは放虫した業者は委託ですから、本当にホタルですかというそのカウントするとかと、それ商工観光課の担当課でも何でも、誰かその報告を受けてその都度、ホタルは何日間かしかぱつぱつと光らないから、業者さんはそれは、いや、確認しましたと、それは50匹、50匹ではこれちゃんとカウントが50とか20とかと、普通そんなもの数が少なかったら、いや、カウントしたら23だとか55だとか、そういう数字が報告されるのが本当で、そんなもの何十匹も出て全然数え切れないというならわかるけれども、それは業者さんは全然見つけていませんかという報告書は、

私はその業者の立場なら、いや、間違いなく見ましたと、そういう報告書を出すよ。それは担当者がその都度、ちょっとホタル、今飛んでいますから見に来てくださいという報告ぐらいはあったの、それ。ただうのみにして、これ、ただ5年も6年もかかってやっていて、なおかつ毎年ホタルのあれを放すと。それよりか、また学校の幼稚園とか保育所にやって、その自然環境を。実際問題は、私も、現場、今特に今年雨多いから思うのですけれども、あそこのところ、焼き肉のあそこの裏のところに放したって、今年は泥水になってとてもではないがそういうような環境でないということは、先ほど大した環境がよくなった、何がよくなっているのですか、それ。今ひどいよ、あそこ。泥川みたく、そんなホタルの、きれいなところに住むような、幼虫が住めるような環境にないよ、それ。今年の場合はまた、これは去年の決算書だから私これ以上言いませんけれども、それは環境が改善されたなんて、そんないいかげんなことは、私はそんなもの、そこのあれはこれ以上言いたくありませんけれども。

ですから、森林公園がこれ開設されたところは二ホンザリガニやタニシ、ドジョウのほか、ヤゴなどの水生昆虫が数多く生息していたということでもあります。これらは人為的にザリガニがとられてしまったとか環境の変化もあるのですけれども、今はほとんどそういうことは目にするということなのです。ですから、そういうきれいな本当の清流に住むようなそういうホタルを育てて、そしてそれをなおかつ自然ふ化して増えるというような、執行者のほうで言えば、せっかくサンタラド森林公園のところで一環ですから、何とか目玉的なそういうものという気持ちはわかりますし、そういう思いであそこにホタルを放してどうだということの事業化をして現在に至っていると思うのです。

ですから、もうそういう環境でないということは、課長さんもよく見ていると思うのです。実際あそこのところのやつは泥川で、そんなホタルが繁殖して自然にふ化するような環境ではないよ。今年は特に雨が多いから、みんなもう泥、砂利とかなんとかという、ましてやあそこは自然環境よりかヒロオツツジとかなんとかと人為的な植栽をしているから、結構その沢のところの近いやつが崩れて泥水になるのですよ。そんなところに、今ましてやザリガニとかドジョウとかもそんなものも、昔はいたのだけれども、ないということですから、なおさらそういう、もう環境は、そんなものの環境がそういう悪化しているところに金をやってどぶに金を捨てるようなことは、それは気持ちはわかるよ。ああいう恋人の聖地あたりにその時期にホタルがぱっぱとやれば、それは、いや、やっぱりと思うけれども、その点について、町長、今にやにや笑っているけれども、実際もうこれ5年も6年も事業経過しているでしょう。私これ何回も同じことを質問して、もうそろそろ将来にわたってのやっぱり区切りをつけるときはつける。

先ほども小田^{おだ}委員さんがおっしゃっていますけれども、これはやっぱりはっきりとね。いや、それよりかは、やっぱり花火でももっと盛大にぱっと上げたほうが人が来るかもしれない。だけれども、こういう、そして先ほどの課長の説明は、その前の年は50匹、今年は、この年度は20匹、そんなね、それ、したら……

1、委員長（旗手） 小田^{こだ}委員、申し上げますが、要点をもう少しまとめて発言してください。

1、委員（小田^{こだ}） はい。

そういうことで、これ以上は言いませんけれども、その辺ちょっと、もうそろそろこの事業はという思いもありますから、何か執行者のほうであれば聞かせてください。それで終わりにします。

1、委員長（旗手） 田中副町長。

1、副町長（田中） ホタルの繁殖試験の関係、いろいろご意見、ご指摘をいただきました。委員さんご承知のとおり、魅力あるサンタランド、そして森林公園の自然環境に恵まれた中でのそういったサンタランドのイメージアップにつなげていこうということでの、このホタルの繁殖試験でございます。

平成22年度からの事業ということで、今年で6年目、7年目というところでありますけれども、今お話ありました自然繁殖しているかどうかということの関係、担当課長のほうからもお話ししましたけれども、私も今年、正直初めて放虫式のほうにも参加をして、実際にその放虫式の前に、光っているというか、そういった部分も観察をしているところでございます。数については数えていませんけれども、相当数の数が繁殖しているのだろうなということで、その報告については課長からお話ししたとおりであります。

そういったことで、自然繁殖もしているというような状況も今見られているということで、今まで6年、7年にわたってそういった100万円近くのお金を今までかけてきているということでございますので、今その状況が、きちっと自然繁殖をして、もうサイクルがそういうふうにできているというふうになれば、今、委員さんおっしゃったようなこともというふうには思いますけれども、当面そういったことが今きちっと確立されていないというような状況でありますので、今後も続けていくということでもう少し様子を見させていただきたい。いずれかの時点ではきちっとした判断をさせていただきたいと思っておりますけれども、いましばらく様子を見させていただいて、6年、7年間100万円近いお金をかけてきたものが、ここですぐやめて何もならなかったということではまた困りますので、その辺ちょっとよろしくお願ひしたいと思っております。

1、委員長（旗手） 以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号6、7款土木費を審査します。決算書は182ページから203ページ、主要施策等説明資料は116ページから127ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

初めに、道建設課長。

1、建設課長（道） 建設課所管分の決算について説明させていただきます。

初めに、決算書の186ページ、187ページをお開き願います。

7款1項3目街路灯費の11節需用費の不用額64万3,877円につきましては、光熱水費が27万9,437円の不用額、修繕料が36万4,440円の不用額となったものです。

次に、188ページ、189ページをお開き願います。

7款2項1目道路橋りょう維持費の7節賃金の不用額91万7,880円につきましては、道路維持作業員賃金が39万1,737円の不用額、除雪補助員賃金が52万6,143円の不用額となったもので、直営による除雪出動時間が少なかったことにより不用額が生じたものです。同じページの11節需用費の不用額389万1,822円の主な内容といたしましては、燃料費が388万3,460円の不用額となったもので、

直営による除雪の稼働時間が少なかったことに加えて、燃料単価が下がったことにより不用額が生じたものです。同じページの13節委託料の7.2.1.14からの予算流用15万9,000円につきましては、除雪委託料に不足が生じ、緊急を要したことから予算流用を行ったものです。不用額58万9,286円の主な内容といたしましては、道路環境整備委託料が25万5,180円の不用額、道路パトロール委託料が27万56円の不用額となったものです。

次に、190ページ、191ページをお開き願います。

7款2項1目道路橋りょう維持費、14節使用料及び賃借料の不用額181万2,788円につきましては、特殊車両借り上げ料が20万388円の不用額、排雪車借り上げ料が161万2,400円の不用額となったもので、直営による排雪の出動時間が少なかったことにより不用額が生じたものです。

次に、主要な施策等説明資料の説明をさせていただきます。

新規事業と大型事業について説明させていただきます。

118ページをお開き願います。

7款2項1目道路橋りょう維持費、事業番号1、道路維持事業の(5)、道路工事調査設計委託につきましては、道路改良舗装工事に係る調査設計委託業務3件と用地確定測量委託業務2件を実施したものです。業務概要、事業費等につきましては、記載のとおりです。

次に、119ページです。

(6)、維持補修工事につきましては、町道区画線工事のほか8件の町道の維持補修工事を実施したものです。(7)、道路舗装工事につきましては、並木通東2丁目第2号支線道路改良舗装工事ほか2件の改良舗装工事を実施したものです。道路維持事業の実施により町道の円滑な交通の確保を図ったものです。工事概要、事業費等につきましては、記載のとおりです。

次に、120ページです。

7款2項2目道路新設改良費、事業番号1、社会資本整備総合交付金事業の(1)、橋りょう補修設計事業と(2)、橋りょう補修事業につきましては、橋梁長寿命化計画に基づき補修の設計1件と補修工事4件を実施したものです。橋梁の適切な補修により安全・安心な道路網の確保を図ったものです。業務の概要、事業費等につきましては、記載のとおりです。

次に、123ページをお願いします。

7款4項2目都市計画施設費、事業番号1、都市公園改修事業、(1)、都市公園改修事業につきましては、公園の長寿命化計画に基づき、本通公園と丸山公園の老朽した遊具の改修を実施し、公園利用者の安全の確保を図ったものです。工事概要、事業費等は、記載のとおりです。

次に、127ページをお願いします。

7款5項2目公営住宅建設費、事業番号1、公営住宅整備事業につきましては、錦町団地公営住宅の建てかえ事業を実施したもので、6号棟から10号棟まで5棟の新築工事とこれに伴う解体工事、設計委託業務、移転補償であります。事業概要、事業費等につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

1、委員長(旗手) 次に、道端港湾課長。

1、港湾課長(道端) それでは、私のほうから、決算書から不用額1件と債権の関係1件の説明

をさせていただきます。

最初に、不用額でございます。

決算書196ページから197ページをお願いします。

7款3項2目13節委託料の関係でございます。不用額352万8,642円でございますが、主なものにつきましては、197ページの上から5行目、除雪委託料の関係でございます。316万734円が不用となったものでございます。これにつきましては、降雪直後の船舶の入港が少なかったことによる除雪時間の減少により不用額が生じたものでございます。

続きまして、決算書408ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

3の債権で、2行目のところでございます。地域総合整備資金貸付金関係でございます。平成21年度に地域総合整備財団を経まして、ひき船建造事業に貸し付けをしたものでございます。27年度に813万6,000円が償還され、年度末現在額が6,511万6,000円となったものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。7款土木費に対する質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の119ページでありますけれども、2項の道路橋りょう費の関係で維持補修工事、その中ですずらん通の街路樹伐採工事、トチノキ46本出ておりますけれども、過日の一般質問でも街路樹についての質問があったところでありますけれども、この事業については、平成27年度と今年度の2か年で既に完了したわけでありますけれども、ここのトチノキについては従前から多分樹齢が40年以上たち、直径も30センチ以上超えるものもありまして、植樹ますを損壊したり、それから除雪時の障害とか、また、秋になれば葉っぱ等が落ちて道路が汚れるだとか、いろいろな地域からの苦情があったところでありまして、それについては今回2か年にわたって伐採したわけなのですけれども、ただ、35年以上前に整備したこのすずらん通については、当時そこまでトチノキが大きくなるという想定はしていなかったのでしょうか、すずらん通ということでトチノキの植樹ますの周りにスズランを植栽されておまして、市街地で毎年その時期になればスズランが花を咲かせるということで、非常にそういった意味で一定の街路樹としての役割を果たしたかと思うのですけれども、今回はトチノキのそういった被害といいますか、いう形で伐採をしたのですけれども、ただ、効率化というだけで、今はある意味、全面舗装になりましたから、非常に除雪もしやすいですし、歩行に対しても障害は全くないのですけれども、街路樹としての役割、使命、そういった意味では一切なくなりましたので、そういった意味で地域とのそういった街路樹に対する、ワークショップまでいかないにしても、そういった地域の住民の声を十分把握をされてこれらの計画を執行されたのか、これについてご説明いただきたいと思います。

あと126ページの4番の公営住宅の屋根外壁等改修工事となっておりますけれども、このうち錦町団地の公営住宅の関係でありますけれども、今現在、錦町団地のいわゆる改築工事が行われておまして、あと数年で改築事業も終わりますけれども、そのことによって古い住宅に移られる方も一

部おります。以前からも要望あったのですけれども、屋根の塗装についてはほぼ完了しておりますけれども、外壁の塗装が多分、入っている方に言わせると、もう20年以上、それ以上塗装していないということで、色もあせておりますけれども、いわゆる公営住宅の長寿命化対策といえますか、やっぱり塗装しないことによって外壁が劣化して、そういった部分で外壁の部分が破損するといえますか、そういった状況も現に出ているわけでありましてけれども、今あそこは、丸山通南6丁目の屋根とか外壁はほとんど終わったかと思うのですけれども、錦町団地も建設年度でいけばかなり古いわけですから、この点について従前の住民要望、それから今後の計画についてご説明いただきたいと思います。

以上です。

1、委員長（旗手） 道建設課長。

1、建設課長（道） 平成27年度に実施しましたすすらん通の街路樹の伐採工事につきましては、町内会からの要望がございまして、それに基づいて実施を行ったところでございます。

1、委員長（旗手） 前田建設課長補佐。

1、建設課長補佐（前田） 錦町団地の既存公営住宅の屋根、外壁の改修につきましては、建てかえ工事に伴う解体予定の住宅に入居されていた方々の移転先にめどがつくまでは改修が必要な住宅と不要な住宅の判断がつかないため、緊急性の高い屋根の塗装、修繕のみを行ってきました。しかし、建てかえと移転が進み、改修を計画できる状況になってきましたので、将来も継続して入居が見込まれる住宅については、屋根及び外壁の改修を検討してまいります。

住民の方の外壁の塗装の要望ということにつきましては、数件の入居者の方から外壁の塗装はしないのですか、いつするのですかという要望は私も伺っておりましたが、その移転先のめどがつくまでは確定できないのでしばらくお待ちくださいというような説明をしてきたところでございます。

1、委員長（旗手） 前崎委員。

1、委員（前崎） 街路樹の部分については、以前はいわゆる補助事業ですとかそういった都市計画に基づく道路整備については、一定程度の街路樹の整備とかそういった条件等も含めてあったかと思うのですけれども、ただ、そういった中で、過般、駅前末広通も含めて、あそこはナナカマドですけれども、あそこも秋になると実が落ちて道路が汚れるということで、その都度、特に苦情の多いところは伐採をしてきたわけでありましてけれども、ある意味、そういった意味では結果として街路樹、樹種の選定によってそういう住民からの苦情ということで是正、改善をされてきたということについては認識するわけなのですけれども、ただ、それを伐採した後に当然植樹ますも相当損壊していますから、全て舗装にするといいですか、舗道化にするとということで今のところやってきていますけれども、ただ、本来の都市計画上の街路樹の役割、そういった景観も含めて住民に潤いをもたらす、そういった観点から、効率化だけでの全面舗装というのは、やっぱり付近、地域の住民のご意見も十分把握をしながら街路樹の整備を進めていく必要があるのではないかというふうに考えますけれども、その点についてもう一度ご説明をお願いいたします。

1、委員長（旗手） 道建設課長。

1、建設課長（道） 今言われましたように、今後の街路樹を伐採した後の植樹ますの維持管理の

方向、それから舗道の整備の方向としましては、効率化だけではなくて景観上あるいは街路樹の整備が必要だと思われるような場所については補植を行うなど、地域の要望なども聞きながら、計画的に進めてまいりたいというふうに思います。

1、委員長（旗手） 以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号7、8款消防費を審査します。決算書は202ページから203ページです。

これより質疑に入ります。8款消防費に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終結します。

次に、審査番号8、9款教育費を審査します。決算書は202ページから257ページ、主要施策等説明資料は128ページから177ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

初めに、澤田管理課長。

1、管理課長（澤田） それでは、教育委員会管理課の関係部分について説明させていただきます。

初めに、節における不用額50万円以上と5万円以上の予備費充用でありますけれども、給食センターも含めまして8件ございます。

まず、決算書204ページ、205ページであります。

上から3段目になりますが、9款1項2目3節職員手当等においてであります。66万7,931円の不用額を生じております。これは主に時間外勤務手当でありまして、66万1,712円の不用となっております。要因は、マラソン大会の実施によりまして、増加した時間外勤務手当について増額補正をいたしましたけれども、その後、関係部署、それから関係機関の協力、連携によりまして効率的な業務運営が行われたということで執行残が生じたものでございます。

次に、210ページ、211ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、9款1項4目15節工事請負費においての予備費充用であります。この節の備考欄、下から2番目、旧陶芸棟倉庫解体撤去工事に7万9,000円を充用しております。旧陶芸棟に附属した木造倉庫の屋根が冬期間の積雪により崩れ落ちまして、強風の時期を前に倒壊のおそれがあったことから緊急に解体撤去を行ったものでございます。

続きまして、212ページ、213ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、9款2項1目11節需用費において117万4,494円の不用額を生じております。これは主に燃料費で23万3,247円、光熱水費で73万2,646円、また、修繕料で10万1,831円となっております。要因でありますけれども、燃料費につきましては、消費量の減だとか、あと単価の変動等による執行残であります。光熱水費につきましては、広尾小の電気暖房機改修により使用量の増加が想定より下回ったことによる執行残であります。また、修繕費につきましては、簡易なものについては巡回公務補において対応できました。このことによりまして業者への修繕依頼が減少し、結果、執行残となったものでございます。

次に、214ページ、215ページをお願いいたします。

下の段、9款2項1目15節工事請負費において207万5,000円の予備費充用であります。次のペー

ジ、216ページ、217ページの備考欄をお願いいたします。

上から２段目、広尾小学校の高圧変圧器改修工事に207万2,520円予備費を充用し、支出しております。これは入学を前に広尾小の電気暖房用高圧変圧器の内部でショートが発生いたしまして、校舎全体で暖房がとれないという状態になったことから、緊急に復旧する必要が生じまして、高圧変圧器１基を交換したものでございます。

続きまして、218ページ、219ページをお願いいたします。

９款３項１目11節需用費において158万8,596円の不用額を生じております。消耗品で32万1,126円、それから燃料費で47万5,088円、印刷製本費で29万7,610円、光熱水費で25万390円、このほか修繕料で21万7,067円となっております。要因でありますけれども、消耗品費につきましては、前年度の購入消耗品の繰り越しがあったということ、それから、燃料費につきましては消費量の減、単価の変動等による執行残、それから、印刷製本費につきましては定額カラープリンターの導入によりまして外注印刷の減少、光熱水費につきましては電気使用量の減少等による執行残でありまして、その他修繕料につきましては巡回公務補による修繕対応が多く、業者への修繕依頼が減少したことによる執行残でございます。

続きまして、220ページ、221ページをお願いいたします。

15節工事請負費60万4,304円の不用額であります。広尾中学校の屋内運動場、体育館の改築工事で60万200円の不用額を生じたところでございます。広尾中の体育館、６億円近い大型の事業であったため、完成後におきまして予測できない軽微な追加工事の事態を想定していたところでございますけれども、結果的に計画どおりの施工となりまして、不用額が生じたところでございます。

続きまして、学校給食の関係であります。

252ページ、253ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、９款７項１目11節需用費においてであります。119万2,853円の不用額を生じているところでございます。燃料費で74万8,050円、光熱水費で40万6,476円となっております。要因といたしましては、燃料費につきましては消費量の減、単価の変動等による執行残、それから光熱水費につきましては電気及び水道使用量の減少による執行残であります。

次に、27年度実施の新規事業、臨時事業について説明させていただきます。

１、委員長（旗手） 課長、済みません、ここで休憩します。

昼食のため休憩とします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

再開いたします。

引き続き説明をお願いします。

澤田管理課長。

１、管理課長（澤田） それでは、主要な施策等説明資料をお願いいたします。

学校給食費を含めまして、主なものを説明させていただきます。

初めに、132ページをお願いいたします。

一番上の表の2段目になりますけれども、十勝管内PTA研究大会の地元広尾町開催に係る補助金60万円であります。十勝管内PTA研究大会が昨年7月20日、広尾小学校で開催されました。他町村との交流を通じてPTA活動の活性化が図られたところであります。管内より430名の参加のもと、親野智可等さんを講師に「親力で決まる子どもの将来」をテーマとして、基調講演が行われたところでございます。

続きまして、134ページをお願いいたします。

中ほどより下になりますけれども、広尾高校存続対策協議会への補助金40万4,000円であります。広尾高校の入学者が減少する中、今後の広尾高校の振興に向けての対策協議と意見交換を行ったほか、同校の存続に向けて広尾町からの支援事業を広く周知するとともに、関係機関への存続要請を行ったものでございます。

次のページ135ページをお願いいたします。

上の表になりますけれども、広尾高校生徒遠距離通学費助成95万3,990円であります。さらなる広尾高校の魅力づくりを支援するため、片道4キロ以上の遠距離から通学する生徒の保護者を対象に通学費を助成したものでございます。昨年度は野塚から4名、それから音調津から1名のほか、あと、えりも町の目黒から2人、合計7人の生徒保護者に助成をしたところでございます。

次に、一番下の表になりますけれども、教職員の住宅環境整備状況で、教員住宅の改修工事であります。事業内容、事業費は、記載のとおりであります。

続きまして、次のページ136ページをお願いいたします。

閉校施設等管理状況であります。旧野塚小学校閉校関連業務から一番下の旧教職員住宅解体撤去工事までの4件、臨時事業であります。事業概要と事業費、ごらんのとおりであります。

続きまして、139ページをお願いいたします。

小学校の施設整備事業でありますけれども、一番上の広尾小学校大規模改修工事から一番下の豊似小学校バスケットゴール解体撤去工事までの6件、学校施設環境の向上と保全を図っております。事業概要と事業費、財源内訳、記載のとおりであります。

続きまして、141ページをお願いいたします。

一番上になります。社会科副読本印刷業務であります。郷土広尾町の誇りと愛町心を育むことを目的にいたしまして、町内の学習を進めるため、副読本を改訂したところでございます。事業の概要、事業費は、記載のとおりであります。

続きまして、143ページをお願いいたします。

一番上の中学校の施設整備事業であります。広尾中学校屋内運動場改築工事から豊似中学校改修工事までの4件につきまして、ごらんのような整備を行ったところでございます。なお、一番上の広尾中学校屋内運動場完成によりまして、広尾中学校の施設については耐震化率100%となったところでございます。

続きまして、144ページをお願いいたします。

6 番目の体育館用備品購入であります。広尾中の体育館完成によりまして、ここに記載した必要な備品を購入し、利用環境の向上と利便性を図ったところでございます。

148ページをお願いいたします。

幼稚園でありますけれども、幼稚園の改修であります。ホールのフロアや廊下床の改修のほか、ガス給湯器を設置したものでございます。

続きまして、176ページをお願いいたします。

給食センターであります。下段になりますけれども、2 番目の施設の維持補修事業であります。給食センター内の仕分け室、それから検収室の亀裂によりまして内壁の改修を行ったところでございます。事業費は70万円であります。

次のページ177ページをお願いいたします。

3 番目の備品購入事業であります。古くなった調理用の器具を更新しております。給食配送用コンテナ購入から一番下のステンスラック購入までの4 件でありまして、事業概要と事業費は、記載のとおりであります。

以上、節における50万円以上の不用額、それから5 万円以上の予備費充用、それと主な新規事業、臨時事業について説明させていただきました。

よろしくをお願いいたします。

1、委員長（旗手） 次に、保志社会教育課長。

1、社会教育課長（保志） 社会教育課に係る部分につきまして説明をさせていただきます。歳出にかかります不用額の3 件と予算流用額の1 件、主な新規事業の11件について説明させていただきます。

決算書の230ページと231ページをお開き願います。

社会教育費1 目、231ページ中段、19節の負担金補助及び交付金にかかります不用額175万1, 500円であります。主なものは次のページの備考欄になりますが、文化振興助成補助金が30万円、広尾町文化協会交付金が57万7, 000円、町民劇場実行委員会交付金が77万8, 000円、文化特別活動事業奨励交付金が5 万円、その他4 万6, 500円が不用額となったものであります。主な内容については、文化振興助成補助金について助成金対象となる団体がなかったものと、広尾町文化協会交付金についての返還分、町民劇場実行委員会交付金について出演料が低額だったことなどにより執行残の積み上げによるものであります。

次に、決算書235ページ下段、11節需用費に係る不用額が87万9, 350円、237ページ上段12節の役務費に係る不用額が82万8, 415円であります。需用費については、燃料費、光熱水費の執行残、役務費については廃棄物処理手数料、通信運搬費の執行残の積み上げによるものであります。

次に、決算書245ページ、19節負担金補助及び交付金に係る不用額が138万7, 171円であります。主なものはサンタランドマラソン交付金90万6, 783円、スポーツ振興助成補助金47万7, 988円が不用額となったものであります。

次に、5 万円以上の予算流用額についてであります。

決算書235ページ、やや下段になりますが、3 目図書館・児童福祉会館費、11節需用費で、13節

委託料から7万7,000円の予算流用を行い、移動図書館バスのバッテリー交換の修繕を行ったものであります。

続きまして、説明資料のほうでお願いします。

新規事業及び臨時事業であります。153ページ、事業番号6番、文化財保護事業、文化財標柱建てかえ補修工事であります。文化財標柱10本の補修等を行ったもので、事業費は記載のとおりです。

次に、155ページ、事業番号8番をお願いします。社会教育関係団体補助事業の町民劇場実行委員会交付金で、映画の上映会、コンサートを開催したもので、交付金は記載のとおりであります。

次に、156ページ、事業番号2番、公民館管理運営事業、音調津総合センター屋根改修工事、次の157ページ、野塚公民館便所改修工事で公民館等の施設の利用環境の向上を図ったもので、事業費は記載のとおりであります。

次に、164ページをお願いします。

事業番号7番、備品購入事業であります。児童福祉会館備品購入事業で、児童福祉会館大ホールの椅子、テーブル等の購入、大ホール演台等の購入、自動体外式除細動器購入で児童会館の利用環境の向上を図ったもので、事業内容、事業費は記載のとおりです。

同じページの下段、海洋博物館・伝習館費、事業番号1番、海洋博物館・伝習館管理運営事業であります。こちらの海洋博物館屋上防水改修工事で、事業費は記載のとおりです。

次に、168ページをお願いします。

保健体育費、事業番号1番、スポーツ推進事業になります。こちらのひろおサンタランドマラソン大会運営委員会事業であります。平成26年度繰越明許費として国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し10月4日に開催したもので、多くの参加者やボランティアにより住民参加型のまちづくりが図られたもので、事業内容、事業費、交付金は記載のとおりであります。

次に、174ページをお願いします。

事業番号2番、体育施設事業の青少年研修センター体育館カーテン設置工事業務、コミュニティグリーンパーク側溝補修工事業務、広尾町民プール真空式温水機ヘッター取りかえ修繕業務、スケートリンク散水車タンク乗せかえ修繕業務で体育施設の利用環境の向上が図られたもので、事業内容、事業費は記載のとおりであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。9款教育費に対する質疑の発言を許します。

山谷委員。

1、委員（山谷） 私のほうから1点であります。

予算説明資料の165ページです。5目青少年健全育成費、事業番号1番、青少年健全育成事業についての上段の（1）、推進事業実施状況の1番目の放課後児童クラブ運営事業についてであります。学童保育については、平成27年度から広尾小の学童保育施設内と青少年研修センター内で放課後児童クラブ「つつじ児童会」を開設していますが、そこで2点お伺いします。

右側のほうにありますけれども、1つとして、開設日数が広尾小で295日、青館で263日となっていますが、単純にです、なぜ違うのか、この理由について1つ。

それから2点目は、2施設になっている、せざるを得ない理由についてお伺いします。

1、委員長（旗手） 保志社会教育課長。

1、社会教育課長（保志） 児童クラブの関係での質問かと思います。

まず、開設日の関係についてであります、単純に児童がいない日があったのかと思います。

それと、2施設になっている理由についてであります、平成25年度に新しい施設を広尾小学校横に建設しまして、定員が40名ということで利用させていただいたところであります、27年度からその時点では小学校3年生までということで運用しておりました。27年度から受け入れる児童のほうの拡大を行いまして、その結果、広尾小学校のほうは40人、そして青少年会館のほうは20人の定員ということで運用させていただいています。

以上です。

1、委員長（旗手） 山谷委員。

1、委員（山谷） 今、説明ありましたけれども、小学校が40人ですか、それから青館が20人というふうになっていますけれども、その広尾小と青館への児童、学年別なのかあるいはどのように分けているのかちょっとお聞きすると、それから広尾小が1か所ですから、広尾小から青館への児童の移動法などはどのようになっているのかお聞きします。

1、委員長（旗手） 保志社会教育課長。

1、社会教育課長（保志） 広尾小学校の関係と青館の部分につきましては40人、20人につきましては、定員のほうの部分でそうたっていますが、学年別についてはそのときそのときの申し込みの状況によって、学年の編成が変わることも聞いております。

それと、青館への通学といいますか、通いの部分につきましては、皆さん徒歩でお願いしているということであります。

以上です。

1、委員長（旗手） 山谷委員。

1、委員（山谷） 今、徒歩の関係、出ましたけれども、町民の方があるいは保護者等から単純に、なぜ2か所にしているのですかと、それから送迎が何かその子どもによっては状況によっては徒歩、自分だけで全く行けないということはないと思うのですけれども、何か時には青館のほうの移動に手がかかる子でもいるのかなというふうに私は伺っていたのですが、その辺で今聞いたわけなので、大変という声があったのですけれども、今聞くと自分で行くということですから、雨降ったときとかそういうときのことも言っているのかなというふうに私はとっていたのですけれども、その辺について、今、私の言っていることが間違っているようであればお答えしていただきたいのと、将来的には広尾小と学童保育施設内に統一されていくというか、方向性といいますか、見込みとかそんなことというのは将来的には考えられるのかどうか、もしおわかりでしたらお答え願いたいと思います。

1、委員長（旗手） 保志社会教育課長。

1、社会教育課長（保志） 青館への送迎という部分につきましては、多分雨天時の関係かなと思われます。それと、どうしても広尾小学校のほうが定員40名という部分がある中での運用とさせていただきますので、将来的に子どもの多い少ないの関係で1つになったり、また青館へということもあり得るかと思います。

以上です。

1、委員長（旗手） ほかにありますか。

^{おだ}
小田委員。

1、委員（小田） ^{おだ} 説明資料の154ページ、中ほどに、真ん中辺に、中高生等海外研修派遣推進協議会交付金というので約630万円支出されていますが、生徒が中学校は12人プラス引率者3人、高校は4人に2人ということですが、これについて、よその地区では海外旅行を餌にと言った言葉悪いですが、一つの誘発するものとして、いわゆる修学旅行、そういうのに使ったりもしていますけれども、広尾町の場合こういう形でこの研修をしてもらっていますが、応募者とかというその推移とか、中学校あるいは高校において、大体の数字でいいのですけれども、そして多数になった場合、いろんな選抜をせざるを得ないと思うのですけれども、その辺のときに例えば学校の成績とかあるいは英語検定とか、いろんなそういう学力がわかるものを参考にしたりしているのか、その辺の現在の実態というか、まず最初にそれを教えていただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 山岸管理課長補佐。

1、管理課長補佐（山岸） ^{おだ} 小田委員の質問にご説明させていただきます。

私ども管理課のほうは、主に中学校のほうの担当をしておりますけれども、応募人数は12名の定員のところ今年度も15名ということで、毎年毎年、定員をオーバーしているような状況にあります。

中学生の選考の基準としまして、まず海外研修に対する考え方の作文を書いていただくということと、あと校長先生と教育長による面接を行いまして、あと英語検定の部分、点数に反映しまして選考するような形になっております。

以上です。

1、委員長（旗手） ^{おだ} 小田委員。

1、委員（小田） ^{おだ} この事業については、こういうふうにして行ってもらったということの結果が決算なのですけれども、実際にはこれをフォローアップするべく、例えば行ってレポートはいただいているということなのですけれども、行ってやっぱりもっと英語を勉強しようというところからスタートして、それから例えば英検の次のランクの試験を受けたりとか、いろんなことを意欲に変えて行動して、いろいろ研修の成果が上がっていくと思うのですけれども、そうした場合、英語検定は1級までですか、学校でもできますけれども、例えばあと2つ、多分3つが一番、三大試験と言ったらあれですけれども、TOEICとかTOEFLとかもかなりもてはやされているわけですが、その辺は多分学校では受けられないと思うのです。

そうした場合、帯広とか、あと札幌まで行かなくても帯広で受けられるのではないかと、私も受けたことがある、たしか帯広でも受けられると思うのですけれども、そういうところで点数がつくわけですが、そういうふうにして勉強して、さらにこの研修を終えてその実力がより上がるか

どうかということを、いわゆる費用対効果としてその個人においてやってもらうためにも、いろいろ受けてもらうことが必要だと思うのです。もちろん本人の自由ですけれども。そうした場合、行くのに大変だということはありますが、これは親が連れていくしかないと思うのですけれども、その試験の費用とか、3,000円とかそんなものだと思うのですけれども、そのくらいなのですから、そのぐらいを例えば半額補助とかそういう形で、よりさらに継続して勉強して、語学だけではないと思うのですけれども、勉強してもらうということも考えて、その辺そういうフォローをしていかないとこの決算の金額がやっぱり生きてこない。それで中には、よりもっと勉強して何人かいるとそのうち何人かはより一生懸命やってくれるというふうにも思いますので、その辺に対する教育委員会としての考え方、あるいはやっているのであれば、それはそれで教えてほしいということです。

以上です。

1、委員長（旗手） 澤田管理課長。

1、管理課長（澤田） 海外研修、毎年12名送り出しているのですけれども、やはり子どもたちの姿を見ていますと、英会話に対する意欲、それから外国を知ってみたいというような意欲、そういうのが感じられます。

それで、英語検定のお話が出たのですけれども、現在、英検につきましては中学校、高校、それぞれ会場を設けて行ってあります。TOEICについては、受けた子がいるかどうかというのはちょっと耳にしたことはありません。恐らくTOEICはやっていないのかなと思いますけれども、英検の1級から3級、それ以下4級、5級、中学校、高校それぞれやっております。

それで、海外研修に行った後の姿を見ますと、やはり英会話への、もうちょっと伸ばしてみたい、自分なりに英会話をもっと勉強してみたいというような意欲は見受けられます。

それで、先ほど検定料を助成してはどうかというお話がありました。現在、広尾高校、それから広尾中学校においても英語検定の検定料を助成しています。それで、英語検定合格者については全額しておりまして、たまたま不合格になった子もおりますので、その子たちについては3分の1助成をして、英語に対しても意欲、関心を持ってもらいたいという目的から行っているところでございまして、中学校においてもそういう助成を行っているところでございます。

以上です。

1、委員長（旗手） ^{おだ}小田委員。

1、委員（^{おだ}小田） よくわかりましたが、この試験に対する感覚というのはそれぞれの人がいろいろあると思うのですけれども、英検は日本だけには通じるけれども、TOEICとかTOEFLは全世界的な一つの目安なので、ぜひともここまで伸ばして、せっかく海外に行っているのですから、この海外にも通じる、評価がですよ、そういうこの2つのテスト、どちらでも構わないのですけれども、どちらかを受けることが必要とされる、留学だとかいろんなことで。そういうことが必要とされるものなので、ぜひともこれも視野に入れて受けてもらいたい。英検というのは、もうずっと昔からあって、本当に何十年もの歴史がありますけれども。これはちょっと余分なことですが、この試験を受けると本当に勉強したくなると思う試験でありまして、旺文社からスタートした

英検よりは、ちょっとここであれですけれども、それもそれでいいのだけれども、全然感じが違いますので、ぜひとも受けてもらうこと自体が、そこから勉強したくなるという代物ですから、何とかそれも枠に入れて、そしてこの研修旅行を実のあるものに、成果として十分に評価できるものとしてやってほしいと思いますので、その辺ひとつお答えありましたらお願いしたいと思います。

1、委員長（旗手） 澤田管理課長。

1、管理課長（澤田） 中学生に限ってなのですけれども、海外研修に行った後、その記録をレポートにしまして中学校全体で共有するとともに、9日間の旅行日程なのですが、そこで起きた出来事などを全校生徒の前で中学生が発表するというような機会も設けているところでございまして、今後これから英語が大事になってくると思います。国内に来る観光客も増えている状況なので、ここで英語を使うか、ここが大事になってくると思いますので、さらに英語、英会話、これらについては伸ばしていけるような指導を行っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1、委員長（旗手） ほかにありますか。

前崎委員。

1、委員（前崎） 主要説明資料の128ページの関係ですけれども、事務局費のうち教員補助員配置事業と教科指導助手配置事業、それぞれありますけれども、教員補助員については、いわゆる1クラスに2人の教員でもってティーム・ティーチングを行うという形でやっているものでありますけれども、この補助教員、それから教科指導助手、例えば平成24、25年度では8人、それから道がいわゆる採用している非常勤教員、期限つき職員ですけれども7人でありましたけれども、これが27年度では期限つき教員が2人、逆に町単独事業である先ほど申し上げた補助教員等が10人という形で、逆に道の非正規教員は大幅に減少している中で、本町単独事業の部分が aumentando ありますけれども、この中で例えば道が直接採用しております期限つき教員については、いわゆる道教委の定めております教員の給与条例、これに準じて支給をしているということで、当然前歴換算もされておると聞いていますけれども、本町のこの部分については当然非正規ですから1年単位だと思えるのですけれども、要するに1年以下の教員と、それから1年超2年以下、それから2年超、それぞれ勤務の経験年数といいますか、その点の配置数についてご説明いただきたいと思います。

それから、あわせて、この教員補助員と教科指導助手については月額20万円ということで、これはその他の非常勤の特別職の職員に対する報酬支給規則の中でうたわれていますけれども、通常の非正規職員については賃金ということなのですけれども、この場合この補助教員が報酬というくくりになっていますけれども、前に聞きましたら、勤務時間数が通常であれば7時間45分だけれども、教員補助員は7時間という形で勤務時数が少ないということなのですけれども、常勤という部分では同じ認識だと思えるのですけれども、その点についてもあわせて説明をいただきたいと思います。

あと、145ページの就学援助の関係です。

141ページと145ページなのですけれども、小学校費と中学校費の部分で就学援助がそれぞれありますけれども、広尾の場合は基準額よりも1.5倍でもって就学援助を適用しているということで、

十勝管内でも広尾町と池田町で、あとの町村は1.3とか1.25とか、そういった意味では本町は非常に就学援助に対する部分は先進地であるというふうに認識しているのですけれども、27年度における受給率、それが何%になっているのか、それぞれご説明いただきたいと思います。

あと、もう一点ですけれども、152ページのこれは社会教育の分野になりますけれども、4番の高齢者教育事業で、これは以前から「ひろおすまいる元気塾」でやっておりまして、毎年度8回程度のそれぞれ講座を設けてやっておりますけれども、これ8日間で393人の参加ということでありまして、たまたま前年度が351人ということで、それから見ると40人程度増えておりますけれども、その逆にその前の25年度は437人、24年度は516人ということで、いわゆる対象となる高齢者の人口が少ない、今現在は、もう高齢化率、65歳以上の方方も35%近くなっておりますけれども、その高齢化率が低いときに参加者数が一定程度多かったわけでありまして、近年こういう形で1回当たりにすると50人程度かなと思うのですけれども、いわゆる特に高齢者の生涯学習という部分では広尾町も真剣に取り組んでいるわけでありまして、この減少した要因についてどういうふうに分析をされているか、ご説明いただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 山岸管理課長補佐。

1、管理課長補佐（山岸） それでは、前崎委員の質問にご説明させていただきます。

現在、補助教員なのですけれども、平成28年までトータルしてちょっと換算したのですけれども、勤務年数5年の方が1名、3年の方が2名、2年の方が3名、1年の方が4名となっております。

あと、身分は先ほど前崎委員が言われましたように非常勤の職員という形で、国のほうからも21年の通知がありまして、継続的な勤務ではないという形の中で7時間ということで、広尾町のほうで勤務時間を設定させていただいております。7時間45分と7時間ということで、大きな差はないということでありまして、私たちの、教育委員会の捉え方として非常勤の職員という形で報酬という形で使っております。

就学援助の関係なのですけれども、就学援助の小学校のほうの全児童数に対する割合なのですけれども20.74%、中学校のほうの全生徒数に対する割合なのですけれども23.35%となっております。

以上です。

1、委員長（旗手） 保志社会教育課長。

1、社会教育課長（保志） 高齢者教育活動推進事業の関係かと思いますが、この参加者の減ったという原因につきましては、やはり参加者登録会員数のほうが516人のときは148人という登録があったところでありまして、最近につきましては、25年度は120人、26年度は98人、27年度は102人という形で、登録の会員数が減ってきている状況にあって、その中で参加される人数が決まってきて減ってきているのかなと思っております。

1、委員長（旗手） 前崎委員。

1、委員（前崎） 教員補助員の関係でありますけれども、それぞれ教員としての資格を有しながら採用試験に合格をされていないという方が、それぞれ道教委では期限つき職員、教員ということで採用しておりますし、広尾町においては町単独事業で採用しておりますけれども、身分的には同じ立場であるというふうに認識をしているのですけれども、片や道教委の採用については、当然、

前歴換算もされていますし、もともと先ほど言いましたように、道教委の教員法に準じて支給されているというふうに聞いていますので、一定の年齢に達しても保障されるということなのですから、この報酬という部分でいきますと、例えば1年目の人も例えば4年目、5年目の人も同じ額であって、前歴換算というのは全然これカウントされないという形になると思うのです。教員ばかりでなくて、やっぱりその経験年数を踏むことによって、それがそれぞれ給与に反映されるといいですか、いわゆるそれが前歴換算なのでありますけれども、そういった意味ではこの報酬という部分ではカバーできない部分があるのかなという気がまず1点いたします。

それと、同じクラスで片や教壇で教える方、もう一人の補助教員の方はフロアで教えるという形になると思うのですけれども、そういった、授業もさておいて、その授業後における評価ですとか、次の対応ですとか、そういった意味では、いわゆるまさしくティーム・ティーチングという形で7時間45分というフルタイムの中で共同で行うのが、より効果的に効率的に児童生徒の指導に結びつくのかなという、私なりに認識はするのですけれども、そういった中で今後、十勝管内で、例えばこういう報酬あるいは多分賃金という形で支給されている町村もあるかと思うのですけれども、そういった部分で例えば賃金であれば住居手当だとか、あるいは期末手当だとか、いろんな形の手当も出ますし、当然一定程度の前歴換算もカウントできると思うのですけれども、その点の内容について、十勝管内の状況も含めてどのようになっているのか、ご説明いただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 澤田管理課長。

1、管理課長（澤田） 教員補助員だとか、あと広尾中におきます教科指導助手、この方々については非常勤という扱いをしております、なぜかといいますと、いわゆる子どもをサポートする観点から7時間、学校にいる時間が大体子ども7時間ぐらいなのですね。それで、子どもが帰った後はサポートする必要がないということから7時間という時間、1日7時間ということで雇用しております。

それで、なぜ報酬かというお話ですけれども、十勝管内全ての町村を調査したわけではないのですが、やっぱり十勝管内の町村の中には臨時職員として雇っている町村もあります。もちろん賃金として支給しているというところもあります。うちは非常勤職員ということと、あと報酬としたのは、この教員補助員、いわゆる一般的に学習支援員というのですけれども、学習支援員については交付税で措置されている部分があります。交付税の単位費用篇を見ると、この科目については報酬ということになっておりまして、本町もそれに倣って報酬としているところでございます。

それで、十勝管内の町村を見ますと、先ほど言いましたように臨時職員で雇用しているところも多くあります。通勤手当だとか社会保険の加入、雇用保険の加入、全て加入という条件でありまして、本町もこれら、通勤手当は支給しておりませんが、社会保険、それから雇用保険、加入しているところでございます。ただし、ほかの町村を見てみますと、やはり時給で支給しているところが多くて、1,000円前後の時給、それから月額10万円以下の町村もございます。しかも、これらの町村については夏休み、冬休みは勤務はしておりません。となりますと、この分支給されていないということになるわけなのですけれども、本町におきましては夏休み、冬休み、学校に勤務していただいて、次の学期から始まる教材の研究をしてもらっているということで通年雇用でしてお

りまして、ほかの町村から比べると、こういう給与面といいますか、報酬面については、ある程度優遇されているのかなというふうには思っています。

以上です。

1、委員長（旗手） 休憩します。

午後 1時46分 休憩

午後 2時00分 再開

再開します。

前崎委員。

1、委員（前崎） 皆さんもごらんになったかと思うのですが、本日の北海道新聞に地方自治体のいわゆる非正規雇用が64万人を突破したということで、2012年前回調査から7.6%増えていると公表されました。全体の2割近くに非正規が増えてきていると、これは今までも社会全体で非正規労働者が4割を超えたということで社会問題になっておりますけれども、地方自治体でもこういう状況があるということで、私は待遇、報酬だとかその金額はもとより、要するにこの非正規が、児童生徒が減ってきている、学校数が減ってきているという中で、非正規が7から8、8から10という増えてきているということに、私は一つの問題提起をしているのであって、あわせてこれらの補助教員というのは、多分十勝教育局から紹介された方々だと思うのです。全部、現時点では、全部わかりませんが、町外の方で私の町内会の教員住宅にもほとんどの方が入っていますし、当然教員住宅ですから安い住宅料かなと思いますけれども、そういった中でいわゆる使われる部分としては1年契約ですから、もし教員に採用されなければ当然、ましてや待遇のいい道教委の期限つき職員に採用されなければ、甘んじて広尾町の補助教員にいいですよとなるかと思うのですけれどもね。

先ほど言ったように4年、5年という方もこの中に含まれていますし、しかし一切その報酬という部分では前歴換算をカウントされないと、そういう部分では、いわゆる不合理な待遇といいますか、でもそれもやっぱり目の前の仕事という部分ではそれを甘んじて受けなければならないという、そういった立場だと思うのです。それがこのように少子化の中で広尾町の補助教員が増えていくということは、やはり今後いろんな形で見直す必要があるかというふうに思うのですね。

先ほどの部分では、例えば交付税措置があるからとかそういった部分もありますけれども、やっぱり働く側の立場に立った教育行政、こういったものを遂行する必要があるかと思うのですけれども、その点についてお答えをいただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 澤田管理課長。

1、管理課長（澤田） 学校には期限つき教員、これは道費支弁であります。そして、教員補助員、町費支弁なのですけれども、期限つき教員が配置されている学校、もちろん町内に2か所ありますけれども、これらの方については、いわゆる学校として一つの教育事業を進めるときに教員の数が足りないから、そうしたら3年間を区切って、加配という言葉を使っているのですが、一般の先生

より定数よりも増やして一つの事業を進めてくださいということで加配というのをいただいたところでありまして、これらの方についてはいわゆる3年間で区切られておりますから、期限つき職員という形で配置されております。

一方、教員補助員につきましては、これはあくまでも子どもたちの学校生活におけるサポートをするという立場から、どちらかといえば、いわば今まで広尾町にもありましたけれども、嘱託職員というような身分で1か月の報酬を決めましてお願いしているというような状況でございまして、前歴換算をすべきではないかというお話ですけれども、ちょっと性格が違うのかなというふうには私は思っております、この教員補助員が、ある一定の条件を満たせば次は期限つき職員、期限つき教員、道教委に採用されなければ期限つき職員に推薦しているというような状況もございます。

中には4年、5年たっている教員補助員もおりますけれども、そこが条件に見合わない、いわゆる小学校勤務ですけれども、小学校の免許がないために期限つき職員として採用されないというような状況もありますので、ここら辺は理解をお願いしたいというふうに思います。

前歴換算、道教委支弁の期限つき職員に採用されれば、今、町費支弁しています教員補助員の雇用期間については期限つき職員になったときには前歴換算がされるものでありまして、この教員補助員、教科指導助手については、そのような性格から1か月20万円という報酬で考慮しているというのが状況でありますので、ひとつご理解のほうをお願いしたいというふうに思います。

1、委員長（旗手） ほかにありませんか。

前崎委員。

1、委員（前崎） 今その内容については、もう以前からも聞いていますからいいですけれども、私が冒頭言ったように、子どもの教育力の向上のためという大前提で町教委がそういう努力していること自体は評価しますけれども、今言ったように、補助教員が年々増えてきているということについての部分では、今後どうするのかという部分では今お答えなかったのですけれども、ただ性格だとかその中ではなくて、私が言っているのは非正規のそういった教職員をいかに減らすかということ、広尾町の教育行政どう取り組むかということをお求めているのであって、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） るるご質問があったわけでございます。

確かに子ども、児童生徒数は減少はしてきているのですけれども、反面なかなか課題を持ったお子さんですとか、なかなか小学校1年生、2年生、まだ落ちつかないクラスもあります。そういった部分でTTという形でこういう非正規の、委員さんの言われる非正規の、私どもで町単費で採用している職員をそういうところへ教員を充てているわけでございます。

また、5年ぐらい、5年たつ方もいるわけですけれども、この方あまり、個人情報になってしまいますけれども、小学校、中学校の免許がないものですから、どうしてもそういう形で、高校の免許しかない方でもそういう形で町の臨時職員として勤めたいということで、たまたま5年にはなっておりますけれども、逆にその教員補助員の中でも、では期限つきにそろそろと言われますと、いやいや期限つきになると縛りが強くなるから自分はやっぱり教員採用試験を目指したいのであまり

縛りのない形で現状のままでいたいという、そういう逆に希望する方もおるものですから、そういった意味ではそれぞれ考え方があるわけですが、個々によって考え方があるわけですが、少なくとも私どもとしてはそういう方々と話をしながら、そしてどうしても小学校、中学校はそのときの年度において、それが8対2になったり6対4になったり、その状況に応じて採用していかなければならないものですから、なかなか経年的にという雇用にはならないものですから、そういう状況の中で採用させていただいているということでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

1、委員長（旗手） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号9、10款災害復旧費から12款予備費までを審査します。決算書は256ページから261ページ、主要施策等説明資料は178ページから181ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

道端港湾課長。

1、港湾課長（道端） それでは、決算書から繰越明許費について説明させていただきます。

決算書256ページ、257ページをお願いいたします。

10款2項2目、下から4行目になります9節旅費11万円、その下11節需用費10万円、同じく一番下、15節工事請負費8,387万7,000円についてでございます。平成27年度繰越明許費で、港湾施設災害復旧事業実施に伴いまして平成28年度に執行するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。10款災害復旧費から12款予備費までに対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号10、一般会計の歳入について審査します。決算書は12ページから61ページ、主要施策等説明資料は5ページから10ページです。

町税徴収実績及び各節において50万円以上の収入未済額並びに繰越明許費について、特に説明する事項があれば簡略に説明をお願いします。

初めに、西脇税務課長。

1、税務課長（西脇） それでは、町税の収納状況につきまして、主要な施策等説明資料の町税徴収実績表のほうでご説明をさせていただきます。

主要な施策説明資料の8ページをお願いいたします。

実績表につきまして8ページから10ページまでにわたっておりますけれども、それぞれ一般会計の税目と国保税を合わせた合計額で申し上げます。各税目ごとの説明は省略させていただきます。

まず、8ページのほうであります。

表の一番左のほうに、縦書きで現年分と表示しております。この表の最も下段のほうをごらんく

ださい。町税計というふうに記載してございます。これを横に申し上げます。調定額11億7,664万9,986円に対し、収納額は11億5,949万3,263円、未納額は1,717万9,583円であります。収納率は、前年度に比べ0.2ポイント増の98.5%であります。

次に、次のページ9ページのほうにまいります。

滞納繰越分であります。ここも一番下段の町税計の行をごらんください。調定額1億3,818万1,945円に対し、収納額は1,560万3,156円、未納額1億2,074万2,519円となっております。収納率は、7.3ポイント減の11.3%であります。

続いて、10ページのほうをごらんください。

現年課税分と滞納繰越分の合計表であります。恐れ入ります、この表は下から3行目に町税計の行がありますのでごらんください。調定額13億1,483万1,931円に対し、収納額は11億7,509万6,419円でございます。未納額は1億3,792万2,102円、収納率につきましては0.2ポイント増の89.4%ということになりました。

次に、この表で不納欠損の状況についてご説明申し上げます。税につきましては、100%の収納を目指しておりますけれども、さまざまな事情でどうしても収納困難なものにつきまして、滞納処分の執行停止、また、不納欠損処分を行っております。不納欠損につきましては、表の縦並びの中ほどにございます、収納額の隣のほうに縦に記載してございます。この列の下から7番目の欄をごらんください。7番目のほうに一般会計の分でまず記載してございます。一般会計の不納欠損73万6,531円、それからちょっと飛んで下から4番目の欄になります。これが国保税の分でございまして109万9,739円、合計はその下であります、下から3番目になりますけれども、記載のとおり183万6,270円となっております。不納欠損の処分件数は合計22件でありました。前年度と比べ件数は2件増しましたけれども、金額では減少し、332万2,235円減少しております。

最後に、延滞金の状況につきましてご説明申し上げます。延滞金につきましては、この10ページの表でもありますけれども右側の部分でございます。下から3行目に合計を記載してございます。合計71万53円収納してございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

1、委員長（旗手） 次に、道建設課長。

1、建設課長（道） 建設課所管分の50万円以上の収入未済額について説明させていただきます。決算書の20ページ、21ページをお開き願います。

11款1項4目農林水産業費負担金、1節農業費負担金の収入未済額1,000万円につきましては、道営草地整備事業の繰越明許費に伴う未収入特定財源でありまして、北海道が事業主体となって実施する道営事業の一部が翌年度に繰り越したことにより、繰り越した事業費の受益者負担金についても翌年度に繰り越すこととなったものでございます。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。

ページの一番上となります12款1項5目土木費使用料の4節過年度公営住宅使用料の収入未済額が55万6,465円となったものでありまして、前年度と比べまして22万4,500円の減、未納件数は2件減の6件、収納率につきましては51.82%となったものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

1、委員長（旗手） 次に、鈴木総務課長。

1、総務課長（鈴木） それでは、次に29ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫補助金の総務費国庫補助金ということで、1節の総務管理費補助金の関係です。収入未済額476万2,000円でございます。これにつきましては、繰越明許費の未収入特定財源ということでございまして、マイナンバー制度対応に係るもので、セキュリティ強化をするための整備が、その実施が28年度となったことから、その財源として28年度に繰り越しするものでございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

20款町債であります。1目の総務債でありまして、これにつきましても関連してございます。収入未済額470万円につきまして、繰越明許費として未収入特定財源、セキュリティ強化のための整備が28年度となったことから、特定財源として28年度に繰り越しするものでございます。

以上であります。

1、委員長（旗手） 次に、長田企画課長。

1、企画課長（長田） 決算書の歳入1件について説明をいたします。

決算書の28ページ、29ページをお願いいたします。

13款2項1目総務費国庫補助金の3節地方創生加速化交付金5,959万5,000円の繰越明許費未収入特定財源につきましては、地方創生加速化交付金であります。事業内容につきましては、子ども農山漁村交流から始める「まち・ひと・とづくり」事業5,941万5,000円、クリエイティブ人材移住促進事業負担金6万円、十勝アウトドアブランディング事業負担金6万円、十勝・イノベーション・エコシステム構築事業6万円であります。

以上で終わります。

1、委員長（旗手） 次に、道端港湾課長。

1、港湾課長（道端） 決算書30から31ページをお願いいたします。

13款2項4目4節災害復旧費補助金であります。収入未済額6,611万円でございます。先ほど説明させていただきました港湾の災害復旧国庫補助金の関係で、収入未済になるものでございます。

それから、60ページ、61ページをお願いいたします。

20款1項7目1節の公共土木施設災害復旧債でございます。未収入特定財源1,650万円、これにつきましても港湾災害復旧事業繰り越しに伴います国庫補助金の残額分について起債分ということでございます。

以上でございます。

1、委員長（旗手） 次に、雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） それでは、決算書の36ページ、37ページをお願いいたします。

ページの上段3節でございます。水産業費補助金でございます。収入未済額7億9,277万円でございますが、繰越明許費の未収入特定財源となるものでございます。製氷・貯氷施設整備事業の補助金でございまして、国費が3分の2、道費が3分の1でございます。28年度に事業執行のため繰り越しするものでございます。

以上でございます。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。1款町税から20款町債までに対する質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号11、認定第2号 平成27年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は262ページから276ページ、主要施策等説明資料は182ページから183ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

道端港湾課長。

1、港湾課長（道端） 主要な施策説明資料から1件説明させていただきます。

183ページをお願いいたします。

事業番号1番、港湾施設整備事業でございます。水面貯木場施設整備工事でございます。工事内容につきまして、木材係留用係船柱2基、同じく係留用のH鋼6基、それから道路沿いに90センチ幅の延長450メートルの作業用通路と作業灯2基の工事を実施したものでございます。それから、海上輸送で搬入する出入り口のゲートのブロックの補強を図るため、ブロック8個と1個の製作を実施したものでございます。工事中に台風23号により被災し、作業用通路の延長450メートルの再設置を行っております。また、災害復旧事業の関係から、出入り口のゲートの方塊ブロック8個と1個、9個の設置を中止したものでございます。事業費等については、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号12、認定第3号 平成27年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は277ページから289ページ、主要施策等説明資料は184ページから185ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

小川上下水道課長。

1、上下水道課長（小川） 簡易水道事業特別会計の決算につきまして、補足説明をさせていただきます。

歳入の各節におきましては、50万円以上の収入未済額はありませんでした。

歳出につきましても、節における50万円以上の不用額並びに5万円以上の予算流用、予備費充用はありませんでした。

次に、主要な施策等説明資料の184ページをお開きいただきたいと思います。

1 款 1 項 1 目維持管理費の事業番号 1、給水事業の（3）、維持管理事業についてであります。委託業務につきましては、簡易水道計装機整備委託業務から野塚浄水場水槽清掃委託業務まで、記載の業務内容及び事業費をもって実施しております。

ここで訂正がございます。委託業務の 3 番目、草刈りの業務内容ですけれども、面積を「9,513 m²」に訂正願います。9,513 平方メートルを 2 回草刈りしまして、1 万 9,026 平方メートルとなるものであります。大変申しわけありません。

次に、185 ページをお開きいただきたいと思います。

工事の内容につきましては、量水器取りかえ工事から野塚導水管排泥弁設置工事まで、記載の工事内容及び事業費をもって実施したものです。これらの維持管理事業を実施しまして、適切な給水管理と安定した飲料水の供給確保を図ったものであります。

以上で、簡易水道事業の決算に係る補足説明を終わらせていただきます。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号 13、認定第 4 号 平成 27 年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は 290 ページから 308 ページ、主要施策等説明資料は 186 ページから 189 ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

小川上下水道課長。

1、上下水道課長（小川） 下水道事業特別会計の決算について、補足説明をさせていただきます。

初めに、歳入のうち 50 万円以上の収入未済額について説明させていただきます。

決算書の 295 ページ、296 ページをお開き願います。

歳入、1 款 2 項 1 目公共下水道事業受益者負担金の 2 節滞納繰越分につきまして、収入未済額が 295 万 6,360 円となりました。前年度と比べまして 5 万 8,440 円の減、滞納者数は 2 件となったものであります。

次に、2 款 1 項 1 目下水道使用料の 1 節下水道使用料の収入未済額につきまして 88 万 1,400 円となったものであります。前年度と比べまして 45 万 5,120 円の減、収納率につきましては 99.0%、前年から 0.5 ポイントの増となったものです。次に、同じ目の 2 節滞納繰越分であります。4 名分 4 万 1,440 円を不納欠損処分いたしまして、収入未済額が 55 万 6,860 円となったものです。前年度と比べまして 14 万 1,360 円の減、未納者件数は 38 件となったものです。

歳出につきましては、各節における 50 万円以上の不用額並びに予算流用、予備費充用はありませんでした。

次に、主要な施策等説明資料について説明させていただきます。

186 ページをお開き願います。

1 款 2 項 2 目処理場管理費の事業番号 1、下水終末処理場管理事業についてであります。下水終

末処理場の維持管理業務を委託しまして、施設の適切な維持管理に努め、快適な生活環境の維持と処理水の放流先海域の環境の保全を図ったものであります。維持管理業務の内容と金額の内訳につきましては、記載のとおりであります。

同じく186ページの2款1項1目公共下水道事業費の事業番号1、国庫補助事業についてであります。国庫補助を活用しまして広尾下水終末処理場機器長寿命化工事を実施し、老朽化した設備の計画的な更新を行っております。機器の長寿命化による下水処理システムの安定稼働を図ったものであります。

次に、187ページになります。

事業番号2、町単独事業についてであります。公共汚水ます新設工事につきましては、新築住宅の水洗化のために公共汚水ますを新たに設置したものであります。

188ページをお開き願います。

2目個別排水処理事業費の事業番号1、町単独事業についてです。

(1)、維持管理事業につきましては、個別排水処理施設の維持管理業務を委託しまして、施設の適切な維持管理に努めたものです。業務の内容につきましては、記載のとおりであります。

次に、189ページ、(2)の広尾町個別排水処理事業についてであります。平成27年度の個別排水処理施設の整備件数につきましては、新設5件の実績と既設の排水改良工事2か所となったものであります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

1、委員長(旗手) 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号14、認定第5号 平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は309ページから343ページ、主要施策等説明資料は190ページから193ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

齊藤住民課長。

1、住民課長(齊藤) それでは、国保会計につきまして、補足説明をさせていただきます。国保会計の不用額について説明させていただきます。

決算書328ページ、329ページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費でございます。19節の負担金補助及び交付金で969万7,592円の不用額を生じております。本年度の10か月分の支払い実績ベースと過去2年間の冬期間2か月の実績をもちまして予算計上したところでございますが、1月、2月の診療分実績が見込みを下回ったため、不用額が生じたところでございます。続きまして、同じページでございます。2目退職被保険者等療養給付費でございます。同じく19節で64万5,673円の不用額が生じております。これにつきましても、10か月分の支払い実績ベースで予算計上しておりましたが、退職被保険者の減少

によりまして、冬期間の実績が見込みを下回ったため、不用額が生じたところでございます。

続きまして、338ページ、339ページをお願いいたします。

8款2項1目特定健康診査等事業費でございます。このページの一番下段でございます。13節委託料でございます。86万784円の不用額が生じております。内容といたしまして、特定健康診査委託料で26万4,366円、健康診査委託料で17万8,238円、特定健診等データ管理委託料で16万1,860円、特定保健指導等委託料で16万8,880円の不用額が生じております。特定健康診査につきましては、支出ベースで90名ほど下回った結果でございます。健康診査につきましては、15名の実績だったための不用額でございます。データ管理につきましては、健診と保健指導合わせまして586件分の実績だったための不用額でございます。特定保健指導につきましては、25件の見込みに対しまして6件の実績となったことによるものでございます。

続きまして、342、343ページをお願いいたします。

12款1項1目予備費でございます。131万2,000円の不用額でございます。これにつきましては、執行額の確定によるものでございます。

続きまして、予備費を充用しました事業についてでございます。

決算書326ページ、327ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費でございます。このページの上から3段目、28節繰出金でございます。13万円で予備費の充用を行っております。これにつきましては、国保会計へ北海道から特別調整交付金事業としてインフルエンザワクチンの接種事業が交付対象となりましたが、事業といたしましては一般会計で実施しているため予備費を充用し、一般会計へ繰り出したしまして4款1項3目予防費へ充当したものであります。

続きまして、330ページ、331ページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。一般被保険者高額療養費で7万1,000円の予備費の充用を行っております。これにつきましては、一般被保険者高額療養費におきまして、申請者償還払いの3月分の支出に不足が生じたため、充用したものでございます。続きまして、同ページ、同1目同19節の負担金補助及び交付金の同じことでございます。これで流用を行っております。同じページの2目退職被保険者等高額療養費、19節負担金補助及び交付金の退職被保険者等高額療養費より38万円の流用を行っております。これにつきましても、同じく一般被保険者高額療養費において申請者償還払いの3月分の支出に不足が生じたため流用したものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の190ページでありますけれども、この中で資格得喪の状況でそれぞれ27年4月1日から3月末までの状況が出ておりますけれども、この間いわゆる滞納者に係る短期証等の発行状況なのですけれども、短期証あるいは資格証の発行状況をご説明いただきたいと思い

ます。

あと、また医療費の関係でありますけれども、1人当たりの医療費、これについては平成22年、23年、24年ぐらいは十勝管内でも2番目に高い1人当たりの医療費であったのですが、昨年度はたまたま7位ということで若干下がりましたけれども、27年度は管内的に見てどの程度に位置しているのか、ご説明いただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） まず、短期証の交付の状況でございます。本年3月24日に国民健康保険税滞納措置審査委員会を開催しております。その中、その結果で短期証3か月の方が24件、6か月の方が19件、1か月の方はおりません、ゼロ件でございます。資格証明書については1件という状況になっております。

それから、広尾町1人当たりの医療費なのですが、平成27年、35万3,806円となっております。十勝管内では4番目の水準となっております。ちなみに道内では103番目となっております。十勝管内の平均につきましては33万8,343円、道内の平均につきましては38万3,551円となっております。

以上でございます。

1、委員長（旗手） 以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号15、認定第6号 平成27年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は344ページから370ページ、主要施策等説明資料は194ページから203ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

大林保健福祉課長。

1、保健福祉課長（大林） それでは、決算書の349、350ページをお願いいたします。

歳入です。

ページ上段の1款1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料です。1節ですが、第1号被保険者介護保険料の現年度分において73万3,000円の未収が生じております。未収件数は25件であり、早急な収納確保に努めてまいります。その下の2節滞納繰越分については、回収に努めましたが、191万7,130円の未収額となりました。現年度分と滞納繰越分の合計265万130円を平成28年度に繰り越すことになりました。今後も滞納者の計画的な納付を指導し、未収額の解消に努めてまいります。

次に、361、362ページをお願いいたします。

今度は歳出の関係になります。

ページ下段になりますが、2款1項介護サービス等諸費、1目介護サービス保険給付費です。19節の負担金補助及び交付金において2,259万9,062円の不用額が生じました。このことは、介護サービス保険給付費の居宅介護サービス、施設サービス、介護予防サービス費等の保険者負担分であります。総体のサービス見込額により推計したところではありますが、事業費確定により不用額が生じたものであります。次、同じページでございます。ページ下段になりますが、2項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費です。19節ですが、負担金補助及び交付金において434万5,744

円の不用額が生じました。高額介護サービス等費の事業費確定によるものでございます。

次に、恐れ入ります、369、370ページをお願いいたします。

4款2項地域支援事業費、2目任意事業費です。ページ上段の上から3番目になりますが、20節の扶助費において53万6,500円の不用額がございます。給付費及び助成の確定による執行残であります。

次、最後になりますが、主要な施策の202ページになりますが、4款2項地域支援事業費、1目包括支援事業費です。事業番号1番、包括的支援事業、(5)の公用車更新事業であります。老朽化した公用車2台を備荒資金組合の公用車譲渡事業により購入をいたしました。金額等については、記載のとおりでございます。

私からの説明は、以上でございます。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

休憩します。

午後 2時45分 休憩

午後 3時00分 再開

再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の195ページでありますけれども、1目の介護認定審査会費の1番目の介護認定審査会状況等の部分でありますけれども、この中で審査会審査判定状況の関係で、自立から要介護5までそれぞれ件数が出ております。26年度の総体件数が347件に対して今回409件ということで、約18%の増加となっておりますけれども、この要因についてご説明いただきたいと思います。

それと、27年度から始まりました広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画の第6期計画、この基本方針の中で2025年度を見据え、この地域包括システムの構築と第5次まちづくり総合推進計画の基本目標を目指して計画的に取り組むということが基本方針としてうたわれております。この中で、この6期計画のいわゆる介護保険の費用の見込みでありますけれども、27から29年度までの費用を見込んでおります。この中で、平成28年度に新規事業として地域密着型サービスの有料老人ホーム、これ15床というふうに言われておりますけれども、増える見込みで試算をしているということでありますけれども、現状この地域密着型サービスの有料老人ホーム、現状でも着工されていないというふうに認識をしているのですけれども、現状での進捗状況についてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 大林保健福祉課長。

1、保健福祉課長（大林） それでは、1点目の介護認定審査件数についてでございます。

審査会の件数が26年度より62件増加している理由でありますけれども、平成23年4月から認定有

効期間が拡大されたことに伴いまして、要介護の認定有効期間を1年から2年に見直す適用をしたためでございます。平成27年度審査件数409件のうち、有効期間が2年の方は153件おられまして、この方は状態の変化がなければ次の審査は29年度になります。新規申請については、有効期間が6か月、区分変更等は1年ということで、身体の状態が悪化した場合には、状況に応じて1年に2回審査する場合もありますので、こういったことも審査件数の増減に影響しているというものでございます。

2点目の地域密着型の有料老人ホームの関係でございます。

第6期介護保険事業計画の中で民間事業者の方から、広尾町に訪問介護サービス、特に入浴のサービスの実績のある事業所の方から広尾町で地域密着型の有料老人ホームを建設する意向、計画があるという申し出が第6期計画の策定のときにあったものですから、我々としては、そういったものはぜひ必要な施設であるということで第6期介護保険事業計画の中の事業計画に盛り込んで、その上の施設が28年度オープンした場合についての介護保険料も算定をした上での事業計画にのせてございました。その後、事業所のほうとは連絡をとっているのですが、今現在この計画は断念はしておりませんけれども、もうちょっとそういった部分についての着工については時間を要するので、今後もそういった部分については広尾町と協議をしながら進めてまいりたいという意向でございますので、今後そういったものを見ながら、計画の関係については登載をしていきたいと思っております。

以上でございます。

1、委員長（旗手） 前崎委員。

1、委員（前崎） 事業者のいろんな計画の中で、まだ着手には至っていないわけでありましてけれども、例えばいろいろ事業展開する場合でも、いわゆる15床ですから一定規模の土地等の確保が必要なのではございますけれども、これらの土地取得ですとかそういった展望あるいはどの程度の期間を事業者として今後計画をされているのか。

あわせて、この介護保険の費用の見込みも、これを含めての介護費用という形で保険料の決定をしているわけでありましてけれども、もしこれらが当然もう28年度も6か月過ぎておりますから、今後どういうふうな展開になるかちょっとわからないのですけれども、これが仮に1年、2年と延びるとなると、いわゆる介護保険の費用も当然減額という形になろうかと思うのですけれども、その点もあわせて今後の保険料の算定についての見通しについてご説明をいただきたいと思っております。

1、委員長（旗手） 大林保健福祉課長。

1、保健福祉課長（大林） 地域密着型有料老人ホームの関係につきましては、事業者のほうと打ち合わせをしておりますが、まだ土地の取得、そういったものについての具体的な提案というか、そういったものはございませんが、今後そういったものも広尾町のほうから情報提供をしていただきたいという場合があれば、そういった部分についてのいろんな形での支援をしていきたいと思っております。

それと、一定の期間というわけなのですが、具体的にいつというふうにはまだ申し上げられませんが、この計画内では一定のめどを立てていただきたいと思っておりますし、その介護施

設を建てる場合については、介護保険事業計画に登載をしていた上で十勝管内町村なり道の届け出、承認という形の手続があるものですから、どうしても事前に介護計画にのせていなくてはならないという条件でもございます。

介護保険料の関係につきましては、そういったものを見込んだ上に施設サービスですとか通常の介護サービスの保険給付費を見込んだ中での総体で見てございますが、今現在、計画よりも下回っている部分もございますので、今後そういった部分については、次の第7期計画の中に反映をしながら、保険料のほうの部分については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

1、委員長（旗手） 以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号16、認定第7号 平成27年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は371ページから389ページ、主要施策等説明資料は204ページから205ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

金井特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金井） 介護サービス事業の決算について補足説明いたします。決算書380ページ、381ページをお願いいたします。

1款1項1目特別養護老人ホーム事業費でございます。7節賃金におきまして87万3,654円の不用額が生じたものでございます。主な要因は、臨時の介護職員1名、臨時の調理員1名の中途退職に伴う執行残でございます。続きまして、同じページの11節需用費におきまして200万349円の不用額を生じたものでございます。不用額の主な内訳につきましては、次のページになりますが、燃料費で28万5,587円、光熱水費で43万3,897円、賄い材料費で103万9,047円、葬祭費で16万2,000円の不用額となっておりますのでございます。

以上で、補足説明を終了いたします。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） まず、決算書の380ページから381ページの関係で、この間の7節の賃金でありますけれども、支出済額が4,363万6,346円、臨時職員賃金となっております。平成27年、昨年4月1日現在の介護職員総数が23人で、そのうち正職員が8人、臨時職員が15人で、なお、そのうち介護福祉士を有する方11人で正職員が7人、臨時職員が4人となっておりますけれども、これが今年の3月末までは、4月1日でもいいのですけれども、現時点の介護職員の配置内訳、これについてご説明いただきたいと思います。

それから、主要施策の説明資料の204ページなのですけれども、入所状況のうちの入所待機者、53人となっておりますけれども、このうち在宅あるいは病院、老健施設等の待機状況をご説明いただきたいのと、あわせて待機中に亡くなられた人数は何名なのか、あと特に在宅で待機されている方の介護度別の人数についてもご説明いただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 金井特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金井）　まず、1点目の介護職員の状況でございます。本年度28年4月1日現在で、正職員が5名、臨時常勤が15名、臨時パートが3名、合計23名となっております。このうち介護福祉士を持っている者が正職員では5名、臨時常勤では5名となっております。

2点目の待機者の状況でございます。平成27年度末、53名のうち在宅が13名、病院が16名、老人保健施設が24名、計53名となっております。

そして、27年度中に待機されていましたが亡くなられた方が17名となっております。あと、先ほど言いました在宅13名の介護度別の内訳でございますが、介護度1が1名、介護度2が6名、介護度3が5名、介護度4が1名、介護度5がゼロ名となっております。

以上でございます。

1、委員長（旗手）　前崎委員。

1、委員（前崎）　まず、特別養護老人ホームの職員の配置状況の関係でありますけれども、27年4月1日現在ではいわゆる介護職員23名中臨時職員が15名、割合としては65％であります。また、そのうち介護福祉士の資格を有する方が11名、4名が臨時職員、率的にいくと36％となっております。これがこの4月1日では介護職員23名は変わりませんけれども、臨時職員が18名、率では78％、それから、そのうちの介護福祉士の資格を有する方が10人中5名が臨時職員で、昨年度の36％から50％に増加をしている。

私は、この問題については3月の定例会でも、特別養護老人ホームあるいは養護老人ホームの介護職員のいわゆる正職員化と待遇改善について質問いたしました。今回の決算委員会でも、養護老人ホームの関係で非正規職員が多いという指摘も同僚委員からの発言もありました。この非正規職員の中においては、3月の定例会でなかなか正職員化は難しいという答弁でしたけれども、介護福祉士については月額で1万2,000円の待遇改善をするということでありましたけれども、やはり一番現場で仕事がきついという、そういった中で、なかなか臨時職員もそういった待遇改善のない中では長期にわたって仕事をされる方が少ないということで、防災無線で頻繁に臨時職員の募集をしていますけれども、いわゆる今の実態を改善するというか、先ほど教育費でも言いましたけれども、児童生徒数が減っているのに補助教員が増えてきている、それはやっぱり非正規が増えていくのを行政がコストの部分だけで見ているのかなという気がしているわけでありまして、やはり高齢者の方々に快適な生活を送っていただく、そういった中で第一線で仕事をされている方々に対するそういった待遇改善、これはもうまさしく喫緊の課題だと思うのですけれども、その点について私が3月に質問したときの数値よりも今示されたように数字が非正規の割合が増えているということが非常に残念でなりませんけれども、その点についてお答えをいただきたいと思います。

1、委員長（旗手）　田中副町長。

1、副町長（田中）　前崎委員の質問にお答えさせていただきます。

一般会計の老人ホームのところでもお答えをさせていただきました。介護施設の職員につきましては、今お話ありましたように、過酷なというか重労働の中で業務に当たっていただいておりますこと、感謝を申し上げるところであります。予算委員会の中でもというお話ありましたけれども、過去からこの話は何度も委員さんのほうからもご質問いただいている部分でありまして、高い比率

で臨時職員が担っているという状況にあります。その介護業務での正職員化のお話ありましたけれども、町長のほうからも全体の職員数であるとか退職状況を考慮した上で、現実として今の段階では難しいということをお話をさせていただいているところであります。

今るるお話ありましたけれども、そのかわりということではないのですけれども、そういった過酷な状況にある臨時職員の待遇を改善するという意味で、28年度においては月額1万2,000円の賃金の改定もさせていただきました。

また、そういった中で、ではその正職員化の部分、いつまでそういう形でのいるのかということになるわけですが、一般会計のところでもお話ししましたように、全体、全員の正職員化というのが今図れない状況であれば、例えば社会福祉法人への委託ということも視野に入れているということも、以前からお話をさせていただいているところであります。管内のその辺の状況を見ますと、公設で運営しているという町村が広尾を含めて5町ということでございます。その既存の社会福祉法人等々へ今そういったことが可能なかどうか、まずそういった部分も含めて検討させていただきたい。その関係についても、いつまでもやるということではなくて、早い時期にその結論を出した上で、受け皿となるそういった福祉法人がなければ、これはいつまでも臨時職員でいるということにはならないわけですし、正職員化も図っていかねばならないということになると思うのですけれども、まずは、公設、町以外でやれるという部分になれば社会福祉法人ということでございますので、その受け皿となる社会福祉法人がいるのかいないのか、そういったことも今後検討した上で状況を進めていきたいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

1、委員長（旗手） 以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号17、認定第8号 平成27年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は390ページから402ページ、主要施策等説明資料は206ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） それでは、後期高齢者医療特別会計の補足説明をさせていただきます。

まず、歳入についてでございます。

決算書395ページ、396ページをお願いいたします。

1款1項2目普通徴収保険料の1節現年度分普通徴収保険料でございます。ここで収入未済額58万5,390円でございます。5名の未納となっております。

続きまして、歳出でございます。

決算書399ページ、400ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。このページの下から4段目、19節負担金補助及び交付金の北海道後期高齢者医療広域連合保険料等負担金で77万197円の不用額を生じております。この負担金につきましては、保険料等に係る負担金と保険基盤強化安定負担金から成っておりますが、保険料等の収入が見込額より減少したことにより、保険料等に係る負担金が減額になったことによるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号18、認定第9号 平成27年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを審査します。病院事業会計決算書をごらんください。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

今井国保病院事務長。

1、国保病院事務長（今井） それでは、病院事業会計についてご説明申し上げます。

別冊、広尾病院事業会計決算書2ページ、3ページをお願いいたします。

平成27年度広尾町国民健康保険病院事業決算報告書でございます。

初めに、（1）、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入です。1款病院事業収益、決算額7億9,354万1,805円で、予算額と比べまして7,093万3,195円の減となりました。なお、各項の内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、支出ですが、1款病院事業費用、決算額8億4,044万1,341円で、不用額は2,403万3,659円となりました。

続いて、4ページ、5ページをお願いいたします。

（2）、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

1款資本的収入は決算額1億5,741万3,129円で、予算額と比較しますと124万871円の減となっております。

次に、資本的支出ですが、決算額1億5,741万3,129円で、不用額は124万871円となりました。

次に、6ページをお願いします。

財務諸表の病院事業損益計算書です。これより数値は税抜きになります。

まず、平成27年度1年間におけます医業収益から医業費用を差し引いた額2億9,423万7,940円が営業損失となりました。

次に、医業外収益から医業外費用を差し引いた額2億4,733万8,404円を営業損失から引いた経常損失は4,689万9,536円となりました。これに前年度繰越欠損金3,967万4,413円を加えた当年度未処理欠損金は8,657万3,949円となったものです。

次に、7ページ、剰余金計算書についてご説明いたします。

当年度におきましては、利益剰余金で新たにマイナス4,689万9,536円が発生し、マイナス8,657万3,949円となり、最終的に資本合計の当年度末残高がマイナス5,428万9,798円となったものです。

次に、8ページをお願いします。

欠損金処理計算書です。当年度未処理欠損金8,657万3,949円を繰越未処理欠損金とするものです。

次に、9ページ、10ページをお願いします。

貸借対照表です。27年度末の病院事業に係る資産、負債及び資本の状況を総括的にあらわしてお

ります。

まず、資産の部ですが、固定資産合計が6億431万311円となりました。流動資産合計は8,457万6,349円で、資産の合計につきましては6億8,888万6,660円となりました。

次に、負債の部につきましては、固定負債合計3億618万8,741円で、これは償還まで1年を超える起債及びリース債務を計上しております。

次に、流動負債は合計1億6,637万6,132円で、新たに1年以内に償還の来る起債及びリース債務、それから当年度対象で次年度において支出される賞与引当金などを計上しております。

また次に、繰り延べ収益として合計2億7,061万1,585円を計上しております。負債合計では7億4,317万6,458円となるものです。

次に、11ページをお願いします。

資本の部です。資本金合計が3,228万4,151円、剰余金合計がマイナス8,657万3,949円となり、資本合計はマイナス5,428万9,798円となりました。

この結果、負債、資本合計につきましては6億8,888万6,660円となり、資産合計と一致するものです。

12ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書です。現金の流れをあらわしているもので、当年度純利益から始まる業務活動においては、447万9,671円のマイナス、投資活動においても6,680万円のマイナス、財務活動で6,680万円のプラスとなることから、当期の現金等は合計で447万9,671円のマイナスとなり、期首残高1,417万1,356円から当期減額分を差し引いた期末残高は969万1,685円となり、貸借対照表上の現金預金と一致するものです。

なお、13ページ以降につきましては、決算附属書類でございます。

恐れ入りますが、26ページのほうをお開き願いたいと思います。

収益費用明細書でございますが、1款1項1目2節手当から4節法定福利費へ66万円を流用しております。これは、年末から年度末にかけ看護職員を採用したことなどにより共済負担金及び社会保険料等に不足を生じ、支払いに急を要することから流用させていただきました。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号19、認定第10号 平成27年度広尾町水道事業会計決算認定についてを審査します。水道事業会計決算書をごらんください。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

小川上下水道課長。

1、上下水道課長（小川） 水道事業会計決算について説明させていただきます。

別冊の水道事業会計決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

水道事業決算報告書について説明させていただきます。

初めに、（１）、収益的収入及び支出についてであります。収入の第１款水道事業収益の決算額につきましては１億６,４０３万９,９８３円となりまして、予算額に比べて２１２万９,０１７円の減となりました。

次に、支出ですが、第１款水道事業費用の決算額につきましては１億９７８万１,７３７円となりまして、不用額は３３７万１,２６３円となりました。

次に、４ページ、５ページをお開き願います。

（２）、資本的収入及び支出についてであります。

収入は、第１款資本的収入の決算額につきまして４億９,８９４万８,０００円となりました。

次に、支出ですが、第１款資本的支出の決算額につきましては６億８９５万５,０２８円となりまして、不用額は１万３,９７２円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、４ページの表の下側に所定の財源をもって補填しております。

次に、６ページをお開きください。

２、財務諸表の（１）、広尾町水道事業損益計算書についてであります。１、営業収益から２、営業費用を差し引いた４９万２,９７７円が営業利益となりました。３、営業外収益から４、営業外費用を差し引き、営業利益を足した経常利益は２,１９６万９,２５０円となりました。５、特別損失の（１）、過年度損益修正損２３万７６０円につきましては、不納欠損処分した３件分の未納の水道料等であります。経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益は２,１７３万８,４９０円となったものであります。前年度繰越利益剰余金の２,９８７万５,２１３円につきましては、補填財源として使用した積立金等を自己資本金に組み入れるためのものです。その結果、当年度未処分利益剰余金は５,１６１万３,７０３円となったものであります。

次に、７ページをお開き願います。

水道事業剰余金計算書であります。表の中段から下に記載してあります当年度変動額について説明いたします。

初めに、資本金の自己資本金につきましては１億９２万２４１円の増、繰入資本金につきましては出資金によるもので１億６,６３０万円の増となりました。利益剰余金につきましては、減債積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金を合わせまして２,１７３万８,４９０円となりました。以上から、当年度変動額に係る資本合計は２億８,８９５万８,７３１円の増となり、表右端の一番下となります資本合計の当年度末残高は１３億９,３１４万４,９６１円となったものです。

続きまして、８ページをお開き願います。

水道事業剰余金処分計算書であります。表右上の５,１６１万３,７０３円が平成２７年度決算における未処分利益剰余金の金額で、その下にマイナスで記載している金額が処分の内訳となっております。

次に、９ページから１１ページです。

水道事業貸借対照表であります。

初めに、９ページの資産の部であります。１、固定資産の合計は１９億２,１８９万５,８８５円となりました。２の流動資産合計は２億６８３万４,９７８円となったことから、資産の合計は２１億２,８７３万８６３円とな

ったものであります。

続いて、10ページの負債の部であります。

固定負債の合計は3億5,532万6,168円となりました。4、流動負債の合計は2,662万7,251円となりました。5の繰り延べ収益は繰り延べ収益合計が3億5,363万2,483円となりまして、負債の合計は7億3,558万5,902円となったものです。

次に、11ページの資本の部です。

6の資本金につきましては、資本金の項目が(1)、自己資本金のほかに浄水場増設のための出資金を(2)、繰入資本金として計上し、資本金の合計は11億5,671万4,010円となりました。7、剰余金につきましては、合計が2億3,643万951円となったものです。6の資本金と7、剰余金を合わせた資本合計は13億9,314万4,961円となりまして、その結果、負債資本の合計は11ページの一番下に記載のとおり21億2,873万863円となりまして、9ページ一番下の資産合計と同額となるものです。

次に、12ページのキャッシュ・フロー計算書です。

資金の範囲につきましては、貸借対照表における現金預金と同じ範囲となっているため、12ページ一番下の資金期末残高と9ページの下から4行目の現金預金の額が同額の1億7,884万7,039円となるものであります。

13ページ以降につきましては附属書類となっておりますので、説明につきましては省略させていただきます。

以上で、水道事業会計決算についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号20、認定第11号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを審査します。南十勝消防事務組合一般会計決算書及び施策の成果報告並びに参考資料をごらんください。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの審査を終了します。

これより討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 平成27年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

前崎茂委員。

1、委員（前崎） 認定第1号 平成27年度広尾町一般会計決算認定について、反対討論を行います。

す。

地方における経済活動は、いまだに停滞しているのが実態であり、本町の町民所得階層別でも20万円以下は70.6%、200万円以下の年金収入階層は71.8%と年々増加傾向にあり、さらに今後、年金等が引き下げられます。加えて、平成26年度から消費税が8%に引き上げられ、さらに年少扶養控除の廃止で子育て世帯の負担増など、町民生活はますます厳しくなっております。このような経済環境のもと、社会的弱者と言われる高齢者や障がい者、さらには低所得者などの生活を支え、住民の福祉向上を図っていかねばならないところであります。

平成20年度から共産党町議団が長年提案、要望してきた子ども医療費が中学校卒業まで無料化に加えて広尾高校生徒への遠距離通学費の助成と学校給食の提供など実現し、広尾高校の2学級回復が図られたところであります。

しかし一方で、十勝市町村税滞納機構に依拠しなくても、納税者の生活実態を把握しながら納税相談に応ずるなど、従前の徴収体制でも十分収納率の向上は図れるものであります。

特別養護老人ホーム等の待機者は112人、さらに待機中に亡くなられた方が23人に上っており、待機者対策を早期に講ずるべきものであります。加えて、介護職員の非正規職員解消には至っておらず、早期の改善が必要であります。

よって、本決算に反対をいたします。

1、委員長（旗手） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

小田英勝委員。

1、委員（小田） 私は、平成27年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

平成27年度は、中学生の医療費の無料化、広尾高校生の通学費助成など子育て支援策の拡充を図られており、また、ひろお未来塾の支援事業や子ども農山漁村交流事業など観光、食、定住に向けた取り組みを実施しております。さらに、ひろおサンタランドマラソンや第60回の十勝港まつり記念事業は、町民、企業、行政が一体となり大成功をおさめ、町の活性化、活力に大きな成果となっております。

農林水産・商工業への継続支援のほか、広尾中学校屋内運動場の改築、避難路や防災保管庫の整備など防災・減災対策事業にも継続して取り組み、財政面では港湾事業借換債の一部繰り上げ償還を行い後年次の負担軽減を図るなど、安定した財政運営健全化への努力が認められるものであります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、委員長（旗手） これをもって討論を終了します。

これより認定第1号 平成27年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第2号 平成27年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第2号 平成27年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第3号 平成27年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第3号 平成27年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第4号 平成27年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第4号 平成27年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第5号 平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

前崎茂委員。

1、委員（前崎） 認定第5号 平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定について、反対討論をいたします。

平成27年度において国民健康保険税条例の一部改正がされ、国保税の賦課限度額が81万円から85万円に4万円引き上げられております。平成18年度の賦課限度額62万円から比較すると23万円、37%もの大幅引き上げとなっております。中間所得層の負担軽減を図るため高額所得者に応分の負担を求めるためとされておりますが、所得割額や応能割額が高過ぎるため、高額所得者とは言えない人までが限度額世帯となっております。

1984年の国保の総収入に占める国庫支出金の割合は49.8%、約50%あったものが、2012年には23%に減額されております。国庫負担の増額なしに国保財政の窮迫は解決できるものではないと思慮いたします。

よって、本決算に反対をいたします。

1、委員長（旗手） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

山谷照夫委員。

1、委員（山谷） 平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険事業につきましては、国民皆保険を持続可能なものとするため、健全で安定的な維持運営を図り、町民の医療確保と健康の保持増進に努めているものであります。

被保険者1人当たりの保険税は増額にはなっていますが、軽減の範囲が拡大されております。

本決算は、国民健康保険事業の運営に必要不可欠な経費で、適正な会計運営がされていることから、本決算認定に賛成するものであります。

1、委員長（旗手） これをもって討論を終了します。

これより認定第5号 平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第6号 平成27年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

前崎茂委員。

1、委員（前崎） 認定第6号 平成27年度広尾町介護保険特別会計決算について、反対討論をいたします。

介護保険制度は、16年前の2000年に介護の社会化を実現するとして導入されたものであります。介護保険は強制加入の公的保険制度であり、介護保険料は40歳以上の方から徴収するも、サービスを利用せず多くの人が保険料のみを負担しているのが実態であります。

利用者にとっては高過ぎる利用料、在宅高齢者の生活援助が縮小され、さらに特別養護老人ホームや養護老人ホームの待機者が在宅の60名も合わせて112人で、待機中に施設入所ができないまま亡くなった方が23名もおられます。

平成27年度から始まった第6期広尾町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施設サービスの計画、総費用の見込みは前年度と変わらず、待機者の解消には不十分であります。

介護報酬の引き下げには、特養ホームや社会福祉協議会等事業者の大幅な減収で、事業者へのしわ寄せと不安定な経営の懸念があります。要支援者等のサービス低下など不安払拭が解消されない状況であります。

よって、本決算に反対をいたします。

1、委員長（旗手） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

山谷照夫委員。

1、委員（山谷） 私は、平成27年度広尾町介護保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は3年ごとの見直しが法律に定められ、平成27年度は町が定める第6期介護保険事業計画の初年度に当たります。

介護保険料を据え置く中で、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう医療、介護、介護予防、生活支援のサービスが継続的、包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を理念に掲げています。

厳しい財政事情にある中で、介護サービスを利用している高齢者の多くが低所得者である実情を踏まえ、在宅介護サービスを利用する低所得者世帯について利用者負担の軽減を図るとともに、介護者の負担軽減も継続して行っております。

介護保険の円滑な運営と高齢者福祉の増進について執行者の努力が認められますので、本決算認定に賛成するものであります。

1、委員長（旗手） これをもって討論を終了します。

これより認定第6号 平成27年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第7号 平成27年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第7号 平成27年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第8号 平成27年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第8号 平成27年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第9号 平成27年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第9号 平成27年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第10号 平成27年度広尾町水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。
お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第10号 平成27年度広尾町水道事業会計決算認定についてを採決します。
お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第11号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第11号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

これをもって本委員会に付託された案件の審査は、全て終了しました。

お諮りします。本委員会の審査報告は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任することに決しました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会します。

閉会 午後 4時03分